

日弁連の課題と明日の司法

2015年（平成27年）11月27日

弁護士 武本夕香子

目 次

第1 はじめに

第2 日弁連の課題

1. 弁護士のあり方
2. 会費問題
3. 委員会問題
4. 弁護士の受任率強化に向けて
5. 震災対応関連
6. 若手会員支援
7. 情報公開の問題
8. 刑事司法改革
9. 取調可視化実現
10. 接見室における弁護人の自由な電子機器使用等について
11. 子どもの権利
12. ハーグ条約の批准問題
13. DVその他専門的各分野の育成と選別
14. 濫用的懲戒問題
15. 法曹人口問題
16. 業務拡大
17. 非弁活動の取締強化
18. 犯罪被害者救済支援活動
19. 役員問題
20. 会員の意見くみ上げの工夫と情報公開

第3 明日の司法

1. 法曹人口問題
2. 法曹一元
3. 法曹養成（法科大学院制度）問題
4. TPP問題
5. 業務拡大

6. 弁護士法第72条問題
7. 司法予算の増大
8. 人質司法の問題
9. 日本司法支援センター（法テラス）問題
10. ADRの問題
11. 弁護士自治
12. 秘密保護法・安保関連法制
13. 組織犯罪関連立法問題
14. 犯罪被害者支援・被害者参加制度
15. 高齢者・障害者の人権

第4 終わりに

第1 はじめに

2000年に司法改革が叫ばれてから既に15年が経過しようとしています。

この15年間の司法改革で、司法試験合格者数は500人から2000人超に増やされました¹。

法曹養成制度の中に法科大学院が組み込まれ、法曹になるためには原則法科大学院を修了しなければならなくなりました。他方、司法修習は前期修習が廃止され²、司法修習期間は2年から1年に短縮されました。

本来であれば、司法試験合格者数を激増させたのですから、法曹養成教育は厚くしなければならぬのに司法試験合格者数があまりにも多くなってしまったことから、以前のようなきめ細やかな司法修習は望むべくもありません。また、司法修習は、貸与制に移行し、法曹になった時点で奨学金や生活費・修習時代の貸与等で1000万円超の借金を超えている弁護士も珍しくありません。

また、弁護士の就職難が深刻化し、実際の事件を責任を持って担当する中で先輩弁護士から注意されたり、指導されたりする機会（オン・ザ・ジョブトレーニング）は急激に減りました。以前であれば、同じ事務所の弁護士でなくても先輩弁護士が後輩弁護士に対してお互いに気がついたことを注意したり仕事を紹介する等先輩弁護士が後輩弁護士を育てていく風潮がありましたが、今はそのような風潮が失われています。法曹養成制度の最も重要な過程がオン・ザ・ジョブトレーニングなのに、その法曹養成の根幹を成すオン・ザ・ジョブトレーニングの機会が急激に失われているのですから、法曹養成制度の危機は深刻であると思います。

需要を無視した弁護士の供給過多に伴い、弁護士の経済的基盤は低下し、公益的活動は衰退しつつあります。経営不安の中で公益活動を求める方が無理を強いることにほかなりません。勿論一部の弁護士は、司法改革後も弁護士としての業績を上げつつ、公益活動に多大な人力を注いでいる方もいます。しかしながら、制度を考える際、例外的存在を想定するのではなく、普通の人を想定して制度を見極めなければなりません。継続的に固定的な収入が見込めない弁護士の経済的基盤はきわめて脆弱です。「衣食足りて礼節を知る」という言葉の通り、弁護士の経済的余裕が失われれば、それと同じかそれ以上に精神的余裕が急速に失われ、公益的活動や割に合わない事件を避けるようになることを責めることはできません。

司法改革以後、法曹志願者・法科大学院入学者は右肩下がりで激減する一方です。

司法改革により創設された法科大学院74校のうち3分の1を超える29校が既

¹ 司法試験合格者数は、平成11年に1000人を超え、平成19年に2000人を超えた。その後も2000人を超え続けていたが、平成26年には1810人、平成27年は1840人と2000人を下回っている。

² 平成27年度から3週間程度の導入修習が行われるようになったが、期間の短さからしても前期修習と同等の効果を上げることはきわめて困難であろう。

に学生の募集停止を公表しています。法学部入学希望者さえもが激減し、東京大学の法学部で定員割れが発生する事態が生じたのは、平成24年のことでした。法学部進学者の数も減少しました。

特に法科大学院の志願者数は6分の1以下にまで減り続けています。平成18年度の法科大学院入学者の数は、5900人弱だったのに、平成28年度の法科大学院入学者数は2000人を切ると言われており、10年間で約3分の1に減っています。

法曹になるためには法科大学院修了後司法試験合格まで、学費・生活費等多額の負担を背負わされます。その上、弁護士になっても就職先は激減する等オン・ザ・ジョブトレーニングの機会が失われ、独立開業しても赤字経営のリスクもあるのですから、法曹志願者が減少するのは自明のことだと思います。

弁護士の世界に目を転じて、今や弁護士自治を支えてきた弁護士間の同質性や価値観は失われ、人数が多すぎてお互いの顔や名前が一致しなくなり、人間関係も希薄になってきました。弁護士同士が共に助け合い、法曹としての質を高める余裕がなくなりつつあるように見えます。

弁護士の不祥事は、ここ数年で急増しました。

このままでは、弁護士自治は風前の灯火です。今回の司法「改革」は、弁護士自治を崩壊させ、弁護士業界を弱体化させ、弁護士自治を破壊することが司法改革の目的の一つだったのではないかと思われるほどです。

弁護士自治は、司法制度の要です。しかし、このまま弁護士の不祥事が大々的に報道され続けば、外圧により弁護士自治が奪われることになるであろうことは目に見えています。

言うまでもなく、私達弁護士の使命は、基本的人権の擁護と社会正義の実現であり、それを基礎づけるのが弁護士自治です。そして、我々弁護士には、立法や行政といった多数決支配から零れ落ちた人権を救済する社会的使命があります。

弁護士自治は、弁護士が人権、特に政治的・経済的・社会的少数者の基本的人権を擁護し、社会正義の実現を図る上では必要不可欠の機能であり、どんなに社会になろうとも弁護士自治は死守しなければなりません。

弁護士制度の崩壊は、われわれ弁護士だけの問題ですむわけではありません。

この15年間に亘る司法「改革」により失われたものはあまりにも大き過ぎます。

しかしながら、まだ司法制度、なかんずく弁護士制度を立て直す希望を捨てることはできません。私達弁護士が叡智を結集し、行動すれば、今からでも世の中は変えられるはずで、我々の先輩弁護士は、過去長年に亘る涙ぐましい努力と勇気により、社会規範や社会常識さえをも変えてきました。基本的人権の擁護と社会正義の実現、それを基礎付ける弁護士自治の精神は先輩弁護士から受け継がれてきています。

私達の持っている武器は、社会的信頼と熱意、そして使命感だけです。

われわれ弁護士が、この熱意と使命感を持ってすれば社会を、司法改悪を変えられないはずはありません。

基本的人権の擁護と社会正義の実現という使命感を携えて、全弁護士会を、そして、司法制度を少しでも良いものへと変えていきたいと思っています。

第2 日弁連の課題

1. 弁護士会のあり方

弁護士会のあり方として『基本的人権擁護の更なる充実』と『弁護士自治を含む弁護士制度の基盤拡充』という2つの柱が大事であると思います。

弁護士会のあり方としての一つ目の『基本的人権擁護の更なる充実』とは、弁護士会がこれまで担ってきた委員会活動等公益活動の充実確保の問題です。

弁護士会の果たすべき公益的役割は社会の複雑化に伴い増大する一方で、それに伴い日弁連の委員会数も増える一方です。他方で、委員会に参加する人数は、弁護士の増加に見合うほどには増えていません。今後、社会の高度化に伴い、人権救済のあり方も、多様化せざるを得ず、従って、必然的に委員会の数は増加せざるを得ません。我々弁護士は、人権擁護活動の中でどうしても妥協できない部分があります。

委員会活動等公益活動の充実強化による「基本的人権擁護の充実」は是非とも図られるべきだと思います。

2つ目の柱『弁護士自治を含む弁護士制度の基盤拡充』とは、非弁活動取締の強化と弁護士会内の世代間断絶緩和の問題です。

当会でも、近年非弁活動を取り締まる活動を活発に行っていますが、日弁連としても、非弁活動の取締は強化していく必要があると思います。非弁取締まりは、マスコミ等ではとかく業界団体の縄張り争いのように言われますが、人権問題です。弁護士法第72条で法律業務が弁護士の独占とされているのは、他士業が裁判実務等弁護士が行う業務についての試験やトレーニングを積んでいないからです。弁護士業務の行うべき法律業務の試験とトレーニングを積んでいない他士業が弁護士の行う法律業務を行えば、的確なアドバイスや法的手続きを取ることができず、救済されるべき人権が救済され得ない危険性が高まります。人権救済の観点から、非弁活動は断固取り締まらなければならないのです。

非弁活動の取締強化は、司法改革と共に取り組むべき重要課題だと思っています。

また、弁護士に関する「費用は高い」「敷居が高い」といった誤ったイメージを払拭し、弁護士業務への理解を広めるためには広報活動がきわめて大事な要因になると思います。

弁護士会内の世代間の断絶を解消するには、相互の対話と思いやりが大事です。

司法改革により、弁護士の格差が広がっています。同世代間でも労働環境や就業状況が大きく異なっており、ましてや世代が異なると執務環境や執務条件は会員間で大きく異なります。「弁護士数を増やして自由競争」と言われますが、長年弁護士をし続けている人と数年前に弁護士になったばかりの人とでは、条件が違います。「自由競争で悪い弁護士を自然淘汰すればよい」と言われる方には、その点の視点が欠けていると言わざるを得ません。

また、弁護士のような専門的業務には自由競争は馴染まないでしょう。そもそも弁護士業務といった直接人権を取り扱う業務を自由競争に持ち込むべきではありません。悪質な弁護士により一旦侵害された人権は回復され得ないからです。

制度を形作るのは、人間です。人材の育成が何よりも大事なのです。私達の将来を担う若手弁護士を大事にすることは大変重要なことで、今後とも継続的に弁護士会として若手弁護士を育てるべく相互協力とコミュニケーション強化をすべきだと思っています。

その意味においても司法修習生の給費制についてはあきらめずに継続的に弁護士会として活動していく必要があると思います。我々法曹は、前述の通り立法・行政といった多数決支配から零れ落ちた人権を擁護するとの社会的に重要な公的役割を果たしています。人権、特に少数者の人権救済システムの根幹をなす法曹の育成に公費を投ずることは社会にとってむしろ大事なことです。

また、弁護士自治の堅持のためには、日本司法支援センターのあり方についても検討する必要があると思います。

詳細は、以下に述べさせていただきます。

2. 会費問題

弁護士会費は、毎月きわめて高額な金額になっています。日弁連は、平成27年12月4日の日弁連臨時総会で一般会費を1万4000円から1万2400円へと月額1600円の減額決議を上程する予定です。しかしながら、上記決議が可決されたとしても、当会の場合、会員は、日弁連会費単位会費合わせて毎月5万円を超える会費を今後も負担し続けていかなければなりません。今後も弁護士過剰時代は少なくとも数年間で解決する見込みはなく、今後、このような高額な会費を負担し続けていくことは益々困難になっていくと思います。

日弁連執行部は、この2年間でかなり経費節減に励んできましたが、更なる会費減額に向け、今後も支出面での抜本的な改革が必要だと思っています。

3. 委員会問題

委員会問題として一番深刻なのは、日弁連の委員会活動が一部の会員、特に東京在住の会員の負担に偏っている問題です。

日弁連の各種委員会活動は、かなり活発ではありますが、実際のところ、実働人数

はさほど多いわけではありません。特に、近年、弁護士の経済的な基盤低下により、委員会活動等公益活動を行う精神的余裕のある会員の割合は減ってきているように感じます。そのため、単位会での委員会活動と同様に日弁連の委員会活動も一部少数の会員に過重な負担がかかっているようです。日弁連の委員会活動も各単位会の委員会活動の底上げ、人材供給を図らなければ、先細りになりかねません。

弁護士会が担うべき公益活動は、社会の複雑化、権利の多様化に伴い、多くなることはあっても少なくなることはありません。

日弁連内には既に140程度の各種委員会が存在します。ところが、日弁連内にどのような委員会が存在し、いかなる活動を行っているのかは会員にはなかなか見えにくいものがあります。

委員会の活性化を図るためには、まずは、日弁連内の委員会を可能な限り見直して、会員が過度な負担を強いられないようにすると同時に委員会の存在と活動を会員内部にも周知徹底するような工夫が必要かと思えます。そのためには、日弁連委員会の委員を数年ごとに交代してもらいたいと思います。日弁連の委員会に参加すると、日弁連でどのような事が行われているのか等全国の動向がよくわかり、また、人脈も広がるので、委員会活動が楽しくなってきます。

弁護士会の委員会活動は、弁護士が人権救済機能を果たす上では最も重要な活動なものですから、必要な活動には予算を惜しまず、これまで以上に業務に通じる内容或いは知的好奇心を満たす内容等工夫することにより若手会員を大事に育て会員間のコミュニケーション構築を図ることが大切だと思います。

4. 弁護士の受任率強化に向けて

(1) 広報活動の強化

弁護士が市民に身近な存在として役立つためには、まずは、弁護士会乃至弁護士に相談に来てもらうことが先決問題で、他士業の宣伝活動に圧倒されることにより、弁護士が利用されない等といった状況に陥らせるべきではありません。

全国の裁判所における事件数は減少する一方であり、弁護士選任率も増えておりません。その中で弁護士の数だけが激増させられているのが現状です。司法改革後の弁護士激増の前に「パイ」を奪い合うといった発想では、弁護士の経済的基盤を確保するためには限界があります。弁護士数の増加を抑制すると同時に全体の弁護士選任率を増やさなければ、抜本的解決にはなりません。競争の結果、特定の弁護士のみが生き残れば良いという問題ではありません。

弁護士会は、これまで宣伝活動よりも先に社会正義実現・基本的人権擁護活動を優先させてきました。そのため、弁護士会の広報活動は司法書士会や行政書士会等のそれに大きくひけを取ってきました。その結果、他士業の非弁活動を助長してきた面も否定できないと思います。これら問題は、弁護士の業務についての適正な広報活動が

できれば、かなり解消されうると思います。

当会で実施されている民事家事当番弁護士制度を全国的にも広め、一般市民に対する広報について努め周知徹底されれば、受任率の高い広報に繋がる可能性もあるのではないかと思います。

日弁連は、近いうちに女優の武井咲さんを使ったポスターを作成し、全国の郵便局等人目につく場所に貼ってもらえるようにします。弁護士が巻き返しを図るのはこれからだと思います。

(2) 法律相談のプレミアム化

弁護士会の行う法律相談の件数を増やすためには、1時間相談の導入やDV相談等に特定の分野に特化したような専門的な法律相談を行うこと等法律相談のプレミアム化を図る制度について検討を日弁連内で行っています。

(3) インターネット予約

その他、弁護士会の法律相談についてのインターネット予約の導入も日弁連の奨励によりほとんどの単位会で実施し始めています。

今後とも法律相談の件数を増やすための積極的な政策を行う必要があると思います。

(4) コンサルティング分野・包括外部監査等への弁護士の参入

「弁護士は数字に弱い。」世間にはそんなイメージがあるようです。金融機関は「弁護士はリスク（リスクジェーリング）ができない。」と言い、中小企業に顧問弁護士を雇わせるのではなく、コンサルティング会社にその機能を担わせているようです。このイメージを払拭するためには、まずは簿記等会計問題に関する研修を強化すると同時に弁護士がリスクジュールもできるという広報を強化する必要があると思います。

社外取締役にはリスクも伴いますが、弁護士過剰時代を乗り切るためにも弁護士が社外監査役・社外取締役に就任できるよう企業やマスコミ等に向けての積極的なPR活動を行うべきだと思います。

同時に、現在でも社外取締役のガイドラインやeラーニング等で日弁連は弁護士に対する研修を強化していますが、今後も弁護士全体の質向上に向けての研修教育活動に力を入れていくべきだと思います。弁護士自身も社外取締役や包括外部監査といった業務等に積極的に取り組むようにすべきだと思います。

日弁連は、行政に対し弁護士を包括外部監査に選任してもらえるよう活発に働きかけることを単位会に推奨しています。包括外部監査の業務は、きわめて複雑で、かつ、高度に専門的な業務であることから、税理士や公認会計士が選任される場合が多いようです。しかし、弁護士も包括外部監査に参入することで弁護士自身も会計業務にも通じることのできるようになり、業務の幅を広げることができるようになります。弁

護士が会計知識等に詳しくなることは良いことで、会計知識は管財人業務、社外監査役等他の業務にも役立ちます。包括外部監査を行う場合には、かなり会計業務についての知識や経験が必要になってきますが、複数の専門家がチームを組むようですので、ある程度の会計知識があれば、オン・ザ・ジョブトレーニングの中でスキルを身につけることができるようです。包括外部監査は難しく大変だからということで、毛嫌いすることなく、思い切って弁護士が取り組んで行ってはどうかと思います。

5. 震災対応関連

被災地は全国の支援を受けて復興します。被災地には、全国からの復興支援を還元するために災害で得た経験やノウハウを全国に伝える責務があると考えられており、これを「被災地責任」と言います。日弁連においてはこの「被災地責任」に基づいて兵庫の弁護士が牽引して、災害復興支援規程を制定し、災害対策本部や災害復興支援委員会等の被災者支援システムを構築しました。

東日本大震災ではこれが功を奏して、弁護士会による被災者支援として4万件を超える法律相談、原発や二重ローンのADRの設置、12本の被災者支援立法の制定及び原発弁護団の連絡調整などがなされました。しかし、現時点でも、孤独死、二重ローン、震災関連死、被災地の住宅や漁港の復興問題とともに、原発事故による汚染水・汚染土・動産類、県外避難者の住宅問題や帰還問題など、被災者は多くの重圧に苦しんでいます。

日弁連はつとに、被災者支援は人権問題であり積極的にこれに取り組むと表明しています。南海トラフ地震が予想される中で、現に苦しむ被災者の支援と共に、将来の被災者支援のために、弁護士は、法律の専門家として今後とも法的サービスの提供のみでならず、法律の制定及び運用の改善に一丸となって全力で取り組むべきです。

他方で、政府与党には、災害を理由に政府に強大な権力を集中し、人権を大幅に制限する緊急事態条項（国家緊急権）を憲法に創設する動きがあります。しかし、これは、人権保障と権力分立という立憲主義を破壊する危険性があり、災害関連法規は十分に整備されていること、国家緊急権は災害では役に立たないことから、兵庫を含めた17の弁護士会及び弁護士会連合会から反対の声明が出されています。災害対応の美名のもとに憲法秩序が停止されることはあってはならないと思います。

東日本大震災から4年半が経過して震災関連報道は激減してしまい、すでに過去のものとして解決したかの錯覚を覚えそうになります。しかし、東日本大震災では上記問題が現に存在するだけでなく、阪神・淡路大震災から20年経過した兵庫では未だに被災者の住宅問題が解決せず重大な課題となっていることから明らかな通り、被災者支援は未永い活動が必要です。

当会から選出される役員として、「被災地責任」に基づき、その経験と誇りを胸に、災害復興支援委員会のバックアップをして、特に力を入れていきたいと考えています。

そして、当会からは、今後とも、復興まちづくりのノウハウ等災害に関する知識や情報を全国に発信し、足元からできる被災者支援をし続けていきたいと考えます。

6. 若手会員支援

平成26年12月の弁護士一括登録日に弁護士登録しなかった人の数は550名に上りました。平成25年12月時点の未登録者数は570名でしたので、若干減少したものの、相変わらず500人を超えています。

弁護士登録をしなかった人数の多さからして、即時独立弁護士（所謂「即独」）及び事務所内独立採算弁護士（所謂「ノキ弁」）の弁護士の数は推して知るべしというべきかもしれません。

65期・66期弁護士アンケート調査結果によれば、独立開業・独立採算弁護士が13%、所得300万円台以下の勤務弁護士が19%の合計32%（約570名）が不安定な就業状況に置かれています。他方、400万円以上の負債を抱えている65期・66期の会員の割合は46%となんと全体の半数近くに上ります。200万円以上の負債を抱えている会員（36%）を合わせると何と弁護士になった段階で82%の会員が数百万円単位の負債を抱えているのです。また、上記46%のうち、800万円以上の負債を抱えている会員は15%、600万円から800万円の負債を抱えている会員が12%を占めています。

司法試験合格者数を大幅に減らすのみならず、弁護士としての業務を全体的に増加させなければ、到底弁護士の経済的基盤を立て直すことはできません。

また、65期・66期弁護士アンケート調査によれば、OJT不足や事件処理の相談ができずに困った事のある人が約4割で、就業形態・就業先等を変更したいと希望している会員も5割近く存在しました。さらには、登録取消を考えたことのある会員が約2割に上っていました。

これまでは、勤務先の弁護士との人間関係が密で、先輩弁護士から事件の進め方、依頼者対応や電話のかけ方等といった弁護士業務だけでなく、税務申告の方法や弁護士倫理、独立のノウハウ、所得保証や生命保険等について教えてもらうイソ弁制度により弁護士のスキルアップを図ることができました。

しかしながら、既に、弁護士数の激増に伴い就職受け入れ先がなく、人間的なつながりが希薄化し、これまでのように事務所内で情報を収集するのは困難となりつつあります。

現在も若手弁護士を対象とする各種書式やマニュアル等業務に役立つ情報が日弁連の会員専用ホームページに掲載されています。また、独立開業支援のメーリングリストが立ち上げられ、独立開業マニュアルも公開される等支援が実践されているところではありますが、今後とも、日弁連として積極的に研修会等若手支援を実践すると共に、廃業を考え始めている先輩先生と若手弁護士との共同受任の模索等先輩弁護士

等との懇親をも深める等横と縦のつながりを大事にすべきだと思います。

弁護士は、弁護過誤のリスクのみならず、相手方や裁判所からの不当な主張や言いがかりを言われ、悩まされる等様々なリスクを抱えています。一番辛いのは、依頼者のために思って業務を行っているのに、依頼者から不当な苦情を言われるリスクです。

このようなリスク管理の学習は、教科書や机上の勉強では到底叶いません。横のつながりのみならず、縦のつながりを強固にして先輩弁護士による体験談等から耳学で学ぶのが一番です。

研修会や勉強会及び懇親会は、会員間の世代の断絶を埋める大事なツールでもあります。そのためには、今後も勉強会や研修会等を開催し、できる限り会員間のコミュニケーションを図るべきだと思います。

7. 情報公開の問題

近年、司法制度の大幅な改変に伴い、法曹養成制度問題・日本司法支援センター問題等きわめて重要な問題が日弁連理事会及び当会の常議員会でも盛んに議論されています。

しかし、会員がこれら情報に十分に接することができるとは必ずしも言えない状況にあります。

例えば、当会では、常議員会の議事録が当会のホームページの会員専用ページに掲載されていますが、この事実さえ周知徹底されているとは言えないと思います。日弁連理事会報告も議事概要（速報）が日弁連会員専用ホームページに掲載されていますが、この事実さえも会員には知られていないと思います。

日弁連理事会では、全会員に関係する重要な問題が扱われているわけですから、日弁連理事会の議事録は、概要（速報）だけではなく、正式な議事録を日弁連の会員専用ページに掲載する等積極的な情報開示を行うべきだと思います。

また、広く会員からの意見が役員にできる限り届くように役員とのコミュニケーションの場を積極的に図るべきだと思います。日弁連役員と会員との距離が遠くて、会員の声と日弁連役員が感覚が大きく乖離しているように思います。当会では、日弁連副会長報告が会務月報に掲載されますが、それでも日弁連副会長がどのような職務を行い、日弁連でどのような活動が行われているかは会員に周知され難いように思います。

会場の関係で仕方ない部分もあるのですが、人権大会後の懇親会等は高級ホテルで開催されます。しかし、それでは会費が非常に高く参加しにくいので、会場を安い場所に変え、若い会員の会費を安くする等会員が参加しやすくする必要があると思います。高額な会費では、単体会役員等以外の会員等が広く集まることは望めないですし、若手会員と日弁連役員が懇親を深めることも難しいでしょう。

現在は、執行部との若手カンファレンスが開かれています。東京で行われるため

1日仕事を空けて参加するのは難しい場合も多いと思います。実際、参加者は年々少なくなってきました。今年の中部弁連では若手カンファレンスが行われ若手会員からの貴重なご意見が多数寄せられました。各弁連でも同様の取組が有効であると思います。

会員と日弁連役員とのコミュニケーションをいかに図るかが大変重要だと思います。

8. 刑事司法改革

現在、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案が衆議院を通過し³、参議院の審議へと移ろうとしています。

本法律案は、被疑者国選制度の対象を被疑者が勾留された全事件に拡大し、裁判員制度対象事件等の身柄拘束中の被疑者取調べ全課程の録音・録画を義務づける等一定評価できる部分もありますが、通信傍受の対象犯罪の拡大、司法取引の導入等々問題の多い法律案となっており、えん罪被害者の多くが本法律案に反対しています。

当会では、私が会長であった平成26年5月26日に「法制審議会新時代の刑事司法制度特別部会『事務当局試案』のうち取調べの録音・録画に関する会長声明」⁴、同年7月29日に「法制審議会『新時代の刑事司法特別部』がとりまとめた答申案に対する会長声明」⁵、平成27年3月16日に「通信傍受法の対象犯罪拡大に反対する18弁護士会会長共同声明」⁶の3つの会長声明等を会員の皆様のご協力を得て出させて戴きました。

今後、刑事訴訟法の改正に伴い、良くも悪くも刑事弁護のあり方は変容を余儀なくされると思います。本法律案の行方を見定めると共に本法律案が可決された後は、弁護士としても本法律案を踏まえた刑事弁護のあり方の見直し、マニュアル化、研修等が必要になってこようかと思っています。

(1) 裁判員制度

平成21年5月の裁判員制度実施から既に6年半が経過しました。

裁判員制度は、裁判員のための裁判となっている部分も多々認められ、被告人の適正手続きという観点からは問題も多いかと思っています。

そのため、被告人の人権保障に資する方向で裁判員制度の問題点の改善をし続けていく必要があると思います。

裁判員経験者のアンケート結果を拝見すると、弁護人に対する非常に具体的で痛烈な批判が寄せられています。裁判員による弁護人に対する評価は年々下がっており、検察官や裁判官に対する評価と大きな差が開いているようです。もとより裁判員の評

³ 国会提出日は平成27年3月13日、衆議院通過は平成27年8月7日

⁴ <http://www.hyogoben.or.jp/topics/iken/pdf/140523seimei.pdf>

⁵ <http://www.hyogoben.or.jp/topics/iken/pdf/140725seimei02.pdf>

⁶ <http://www.hyogoben.or.jp/topics/iken/pdf/150313seimei.pdf>

価が全て正しいというわけではないのですが、謙虚に耳を傾ける部分もありそうです。

刑事弁護は、弁護士制度の根幹を形成します。刑事弁護は、弁護士のみが担える社会的・経済的・政治的少数者の人権救済活動です。今後とも刑事弁護について弁護士会としての的確な意見形成をして現存する裁判員制度を少しでも良い制度へ改善し、社会に広く訴えかけるのは弁護士会の職責であると思います。

(2) 刑事弁護の質の向上と証拠開示

日弁連では、会員の刑事弁護の質の向上に向け、刑事弁護研修等に関するワーキンググループを立ち上げ、刑事弁護基礎研修の実施に関する資料を活用した基礎研修の実施、刑事弁護の起訴に関するeラーニングの作成、ライブ研修の実施や発展型研修メニューの整備、刑事弁護研修担当者会議の開催等々様々な取組を行っていますが、刑事弁護研修の受講者が多くはないため、これらの研修への受講者を増加させるような制度作りを急がねばなりません。

公判前整理手続により、一定の証拠開示制度が認められましたが十分であるとは言えません。また、本年度に成立予定の刑事訴訟法等の一部を改正する法律案では、証拠の一覧表の交付手続きの導入及び検察官が請求した証拠物にかかる差押調書等をも証拠開示の対象として追加される等証拠開示制度の拡充が図られていますが、きわめて不十分な内容となっています。

真実発見、武器対等の原則からすれば、刑事事件においては、検察官手持ち全証拠の開示や、少なくとも証拠一欄表の開示が義務付けられるべきであり、捜査機関が裁判所に令状請求する際に請求書に添付資料の項目（作成年月、作成者、供述社、立会人、丁数、要旨）を記載させることや、執行された令状について被疑者・被告人又は弁護人は謄本を閲覧謄写できる等といったことが実践されるようになるべきであると思います。

9. 取調べ可視化実現

日弁連でも、当会と同様、被疑者取調べの可視化（取調べ全過程の録画）を実現すべく、これまでに取調べの可視化実現本部において市民集会を開催したり、当会から始まった取調べの可視化出前講座を全国的に推奨する等、可視化弁護実践とあわせて取調べ可視化を求めるべく積極的に活動しています。

このような日弁連の活動の結果もあり、改正法律案が承認される前から、運用では裁判員裁判事件などでは取調べの全過程録画を含む録画が行われるようになりました。

前述したとおり、刑事訴訟法等の一部を改正する法律案では、裁判員制度対象事件と検察官独自捜査事件についての取調べの全過程の録音・録画の義務づけが法制化されようとしています。

しかし、極めて例外事由の多い制度であるうえ、裁判員裁判等以外の事件において

は捜査機関の裁量で録画が行われ、録画が行われる事件でも全過程の録画と限らないことから、一部録画では、捜査側にのみ都合の良い部分を取り出される可能性もあり、運用の仕方次第では、むしろ真実発見に支障になる危険性があります。そこで、今後でも可視化弁護実践を徹底し、一部録画の問題点を明らかにしていくなど、問題ある事例がないかどうか、会員間での情報や意見交換や研修を密に行い、弁護士会として不当な制度や運用には即座に意見書を出す等といった活動が必要になると思います。

取調べ可視化の問題については、今後、日弁連として、どのような活動ができるか、どのような活動を行っていくべきかについて会員から寄せられる一部録画可視化の問題点等ご意見を伺いながら、今後とも上記出前講座、市民集会や可視化弁護実践などととも、地道にできる活動を行っていくしかないように思います。

また、運用による一部録画が実施されていることから、弁護人の付いていない逮捕直後の弁解録取段階での録画も行われる可能性があり、これまで以上に早期に被疑者に接見し、取調べに対する対応を検討し、取調べの対応方法等について弁護人の方から被疑者・被告人に助言などをする必要が生じてきています。特に、重大事件や否認事件の場合には、被疑者に対して「早期に録画がなされる」旨を知らせ、録画に対する対応を具体的に助言する必要があります。また、取調べの一部録画がされるようになり、一層被疑者ノートの重要性が増したとも言えますので、重大事件は否認事件については原則被疑者ノートの差入れや可視化申入れ等可視化を見すえた弁護実践を弁護人が行うべくキャンペーンを引き続き行うべきであると思います。

この録画導入と抱き合わせの形で導入が予定されている捜査手法としての司法取引や通信傍受の対象の拡大などは、冤罪を発生させる極めて危険なものであるので、これを許さないことが重要となってきます。

10. 接見室における弁護人の自由な電子機器の使用等について

接見交通権は、憲法34条、同37条3項の保障する被疑者・被告人が弁護人の援助を受ける権利の中軸を形成します。弁護人の血のにじむような接見現場での弁護実践によって、接見の自由、即ち接見の指定の打破や接見時間の確保はできたものの、現在は接見の秘密性に対する攻撃が厳しくなっています。接見内容についての取調べや文書の授受に対する秘密性の侵害攻撃です。また、携帯電話、パソコン、タブレット端末、デジタルカメラ等の普及に伴い、これら電子機器が接見や弁護活動に用いられる必要性は高まっています。捜査官や刑事施設職員等により危害を加えられ、傷害を負った被疑者被告人らの状況を弁護人が写真撮影等証拠保全を行ったり、鑑定資料として専門家と検討したり、外部交通の援助のために使用することは当然の弁護活動ですし、弁護人としては外部交通を援助することも重要であると言えます。刑事弁護活動は、ただでさえ身体拘束されて外部交通を遮断される等して、大変なハンディキャップの下におかれている被疑者らとの信頼関係を築くためにも必要不可欠で

す。私達は、刑事弁護活動のために最大限の活動を行う環境を整えねばなりません。ところが、拘置施設等には電子機器の持ち込み自体を禁じたり、事前に申し出たり、事後の検閲をさせるよう掲示されていることもあります。このような場合において、個々の事件で弁護士が拘置施設等の職員と闘わなければ、電子機器を持ち込むことができなかつたり、写真撮影ができないということは、まさに接見妨害にほかならないと思います。接見の秘密性を守ることは依頼者との権利を守るだけでなく、信頼関係を確保するためにも譲れない点です。

日弁連においては、このような観点から2011年に意見書を、2013年には申入書を提出しているところですが、このような弁護活動を行っていくためにも、今後とも申し入れや研修の実施などの積極的活動を行っていく必要があると考えます。

11. 子どもの権利

(1) 国選付添人制度

平成25年2月8日、法制審議会において少年法改正案が採択されました。国選付添人は、これまで「故意の犯罪行為により被害者を死亡させた罪」と「その他死刑又は無期若しくは短期2年以上の懲役若しくは禁錮に当たる罪」に限られていましたが、「死刑又は無期若しくは長期3年を超える懲役若しくは禁錮に当たる罪」に拡大されることになりました⁷。その結果、国選付添人事件に窃盗、傷害等が対象事件に含まれるようになりました。但し、対象事件とされる要件は、家庭裁判所の裁量によることとなり、未だ不十分な部分が残りました。

当会では、被疑者国選弁護人から送致後、引き続き付添人活動ができない旨の申告があった場合に付添人を引き継ぐ引継少年付添人制度が導入されており、更には、観護措置決定を受けた少年について要請があった場合に無料で当番付添人を派遣するとの当番付添人制度が導入されています。

これまで、国選付添人が必要的に認められていたのは、検察官関与決定がなされた場合等少年事件で国選付添人が付く事案は全体の6%程度ときわめて限られていました。そこで、当会でも「全面的な国選付添人制度の実現を求める会長声明」（平成22年8月6日）を出し、翌年には「全面的な国選付添人制度の実現を求める総会決議」（平成23年3月15日）を可決しました。

国選付添人制度が拡大されることは少年の人権擁護の関係からはきわめて重要なことですが、被疑者国選で対応した弁護士が少年付添事件を行わないことによる少年の福祉や処分への影響等が問題となっています。

少年事件は、非常に時間が限られています。家庭裁判所に送致された段階から、途中で担当する弁護士が行える少年や少年の家族への働きかけ、被害者対応を含む示談等を行うには非常に限界があります。

⁷ 施行日は平成26年6月18日

できれば被疑者国選で対応した弁護士が引き続き少年事件でも対応していただけるよう全国の会員にお願いしたいと思っています。

日弁連では、会員の質の向上に向けて日弁連付添人活動マニュアルを会員専用ホームページに掲載しており、国選付添人名簿登録者の質の担保のために付添人研修受講を付添人名簿登録要件とするように単位会にお願いしています。

制度問題としては、少年事件が大きく報道され、少年に対する社会的な目は年々厳しくなっていることです。少年審判が刑事裁判手続きに近づいているように思います。又、狭い審判室で被害者の家族と直接対面することは少年に過度の重圧を掛けるだけでなく、少年の更正にも影響を与えかねません。

法改正においても、家庭裁判所の裁量による国選付添人制度と検察官関与制度の対象事件の範囲を拡大するほか、少年に対する無期懲役に変わる有期刑不定期刑の長期と短期の上限引き上げ等⁸の措置を講ずる「少年法の一部を改正する法律案」が平成26年4月18日に公布されました。

少年法の改正は、少年の教育・更正という側面よりも応報・処罰といった側面が強く認められるようになってきているような気がします。

(2) 子どもの手続代理人

平成25年1月に施行された家事事件手続法により、子どもが自ら関係する家事事件の申立てを行ったり、両親間の紛争に子どもが利害関係人として参加する場合等に家庭裁判所が手続代理人の選任をする「子どもの手続代理人制度」が新設されました。

しかしながら、これまでの間、何故か子ども手続代理人は全国的にも利用件数がきわめて少ないのが実態です。

日弁連では、子どもの手続代理人制度の周知に努めており、今年も全単位会宛に周知徹底を図るよう要請を行いました。

本制度が利用されない原因が会員に本制度が周知されていないということであれば、周知徹底を図れば良いのですが、本制度が利用されない理由が本制度自体に問題があるということであれば、本制度の見直し等検証を行う必要もありそうです。まずは、子ども手続代理人制度が利用されていない原因を見極める必要があると思います。

12. ハーグ条約の批准問題

当会では、ハーグ条約実施法が批准について、「ハーグ条約の批准問題に対する会長声明」(平成22年12月22日)及び「『国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(仮称)』を実施するための子の返還手続等の整備に関する中間とりまとめに関する意見書」(平成23年10月27日)を出しましたが、平成25年6月12日、ハーグ条約批准法が成立し、平成26年4月1日から既に施行されています。

⁸ 18歳未満の少年に対し、無期懲役に代わって言い渡せる有期懲役の上限を15年から20年に、不定期刑も「5年～10年」を「10年～15年」に引き上げられることとなった。

ハーグ条約は、国境を越えて連れ去られた子を即時に返還させることにより残された監護権を確保する国際的枠組みを規定しています。

しかし、ハーグ条約には、子を連れて出国した親の側の事情についてほとんど考慮されていないこと及び返還しないことが許される例外的事例（抗弁）がきわめて制限されていることに非常に問題があります。一方にドメスティックバイオレンスからの逃走という身体生命の安全に関わる問題であったとしても、虐待事案があったとしても返還抗弁が認められない傾向にあることにも問題があります。

ハーグ条約批准法成立以後、日弁連は、単位会に対して規則の整備、候補者の一覧表作成、窓口の整備等の依頼を行い、150名程度の会員が名簿に登録して対応を行っていますが、今のところ東京以外の利用件数はきわめて少ないようです。

当会でも両性の平等に関する委員会が主体となって名簿及びマニュアルを作成して戴いており、今後の運用状況を見ながら取組を継続しておりますが、東京等での実際の運用乃至活動状況を当会にもフィードバックさせていきたいと考えています。

1 3. DVその他専門的な各分野の育成と選別

DV事案、消費者被害事例に限らず、折角弁護士が相談を担当しても、相談者から「理解してもらえなかった。」等の苦情を頂戴することがあります。

相談者の苦情が不当な場合もあるとは思いますが、一度弁護士に不満を持った相談者は以後弁護士に相談しづらくなります。当該事案における個々の弁護士の対応方法は市民に対する最大の宣伝でもあるのです。従って、いかなる事件であっても弁護士が常に一定のレベルを保った状態で対応することがきわめて大事であると思います。

DV事案や消費者保護事案も専門的であり、それぞれノウハウや最新情報に精通していなければ、誤った対応をしてしまうおそれがないとは言えません。

日弁連としては、それぞれの分野での研修を強化すると同時に、市民からの苦情があった場合には単位会において苦情の原因を究明するようにして、弁護士による人権擁護機能の充実を図るべきだと思えます。

1 4. 濫用的懲戒問題

近年、濫用的な懲戒請求事案が増加していることは確実であると思われます。

勿論、市民からの弁護士に対する懲戒申立については真摯に耳を傾け、当該請求が正当な申立であれば、適正な手続により懲戒手続を進め、場合によれば厳しい処分結果が必要な場合もあるでしょう。しかしながら、濫用的な懲戒請求事案であることが判明した場合には、弁護士会として毅然とした態度で対応する必要があると思います。

他方、拝見しているところ、弁護士の方にはかなりの問題があることが伺える案件も増えてきました。

懲戒は、弁護士自治の根幹を成す問題ですので、今後とも日弁連内で適正な運用が行われるよう研究及び研鑽を積み、できる限り当会にもフィードバックした上で懲戒

事例及び濫用的懲戒事例等の未然防止に務められるようにしたいと思います。

1.5. 法曹人口問題

前述したとおり、司法修習生の就職難は、毎年累積的に増幅しており、65期の一括登録日における未登録者数は546名で、66期は570名67期が550名と500名を越えています。日弁連が行った65期・66期弁護士アンケートによれば、アンケート時において独立開業・独立採算13%、300万円台以下の所得が19%と合計32%の若手会員がきわめて不安定な就業状況に追い込まれています。他方、OJT不足や事件処理の相談ができずに困った経験を持った会員が4割近くに上るそうです。また、前述した通り65期・66期会員のうち、奨学金等の負債を抱えていない会員は14%に過ぎず、負債総額200万円から400万円までの負債額が36%、400万円から600万円までの負債総額が19%、600万円から800万円までの負債総額が12%、800万円以上の負債額を抱える会員が15%も存在します。

弁護士の数は、平成12年の司法改革以後、倍増したのにもかかわらず、民事・行政・刑事事件は年々激減しており、平成15年の事件数のピーク時と比較して事件数は半減に近い状態となっています。そして、今後も、事件数の減少に歯止めが掛けられる要因も見あたりません。

日本の将来推計人口では、生産年齢（15歳から64歳）人口は半減し、少子高齢化社会の結果、経済活動が益々衰退の一途を辿るであろうこと等々から、長い目で見ればおそらく法曹需要は減少する一方です。その上、1000人の司法試験合格者数にしても日本の弁護士総数は近い将来5万人近くに達します。

弁護士の事件数は、経済動向に連動しており、経済の盛衰動向から2年後くらいに同様の波が来ているように見受けられます。今後、逆ピラミッド型の人口構成になり、超高齢・少子化社会が到来する以上、経済の発展は現状維持さえも難しいと言え、事件数の減少傾向は今後も改善される見込みはありません。業務拡大も過去20年間の間で効果を上げているとは言い難い状況にあります。企業アンケートによれば、8割から9割の企業が企業内弁護士採用の検討さえしておらず、社内弁護士についての需要が弁護士数の急増を満たすほど増える気配はありません。法律事務所での受け入れ可能人数は既に限界に来ています。弁護士の経済的基盤は失われ、国税調査によれば、弁護士としての年間所得が100万円以下の弁護士が2割の6000人近くに上っています。弁護士による不祥事案や問題となるべき事例は年々増加しています。

弁護士の使命である公益活動は衰退し、弁護士の数は倍増したのに、委員会活動に参加する人数はさほど増えていません。弁護士がその存在意義である公益活動を果たす気力も精神的余裕もなくなっているように見受けられます。

逆に、請求による登録抹消数は、年々急増しており、以前は、年間50人程度だっ

た請求による弁護士登録抹消数は、約8倍の400人を超えようとしています。

現在の弁護士数は3万6000人強ですが、平成27年12月の新規登録者を加えると3万8000人近くとなり、弁護士過剰による弊害は今後益々深刻になってきます。

日弁連が唱える1500人でも弁護士過剰状態による弊害について到底対応できるような状況ではありません。

私達の最大の武器は、社会的信頼です。弁護士による不祥事が増大し、社会的信頼が失墜すれば、当然、次に攻撃されるのは、私達弁護士の命綱である「弁護士自治」であることは目に見えています。

弁護士制度崩壊の時代は、もう始まっているとさえ言えるでしょう。

前述した通り、弁護士制度が崩壊してしまえば、公権力に対峙できる存在、あるいは、少数者の人権擁護のために闘うことのできる存在がなくなります。弁護士及び弁護士会以外にこの状況に警鐘を鳴らすことのできる団体等は存在しません。

兵庫県弁護士会では「段階的に司法試験合格者1000人程度」とする臨時総会決議を出しました。そして、当会で1000人決議を出してから後も長野県弁護士会、大分県弁護士会、札幌弁護士会、四国弁連当会等で所謂1000人決議が相次いで出ており、その数は19単位会・連合会に上ります。

当会の1000人決議は全国3番目に出されたきわめて意義深い決議で、昨年度の会長時代には兵庫県選出議員に限らず多数の国会議員を始め、県会議員、市会議員等々様々な場面で様々な政治家に陳情等ありとあらゆる活動を行いました。当会の法曹養成制度検討PTの献身的な活動のお陰で、昨年から今年に掛けて兵庫県議会、神戸市議会及び伊丹市議会の3つの県市議会で「法曹人口政策の早期見直し及び法曹養成制度の抜本的見直し」の決議を可決して戴きました。

同様の県議会決議・市議会決議は、全国に目を転じても北海道議会、宮城県議会、群馬議会、埼玉県議会等々13の県議会、伊丹市を含め24市町村議会で既に同様の決議が上げられています。言うまでもなく、県議会・市議会は、市民の投票により選挙で選ばれた議員により構成されているわけですから、国民が法曹人口の大幅減と法曹養成制度の見直しを求めているのです。

しかしながら、平成27年6月30日、法曹養成制度改革推進会議は、法曹人口問題について「当面、これより規模が縮小するとしても、1500人程度は輩出されるよう、必要な取組を進め」との取りまとめを行い、司法試験合格者数を最大限減らしたとしても1500人以上は確保するとししました。実際、昨年度の司法試験合格者数は1810人であったのが、今年の司法試験合格者数は1850人と40人も増えてしまいました。

近い将来、1000人でも弁護士過剰時代が到来するのは間違いないと思います。

法曹人口問題は、ひいては国民の人権擁護活動に深刻な影響を与える、司法制度の根幹を成す、きわめて重要な問題です。

当会の1000人決議を日弁連にも影響力を与えるべく司法試験合格者数の減少に向けてこれからも日弁連の内外を問わず、最大限の努力を尽くして邁進していきたいと思っております。

16. 業務拡大

日弁連では中小企業の事業支援、遺言相続分やの業務拡大、就職・早期開業者支援及び隣接仕業の業務連携等々業務拡大に向けて最大限の努力をしています。

弁護士の業務拡大の道はあまり残されていないとは思いますが、だからといって業務拡大の努力をあきらめる必要はないと思います。中小企業への支援を推し進めるために日弁連としてどのような活動ができるのか、また、いかなる活動を行うべきかにつき情報収集を行い、当会にもフィードバックできるように勉強してきたいと思っております。

しかし、私は、業務拡大以上に非弁活動の取締りと弁護士選任率を上げることが重要であると思います。弁護士が倍増したにもかかわらず、非弁活動、特に他士業による非弁の事案が非常に増えています。また、弁護士選任率は依然として上昇してないどころか減少傾向が認められます。例えば、遺言事件で弁護士が関与する割合は約1割と言われておりますし、遺産分割調停事件の弁護士選任率は平成2年に72.43%だったが平成7年には65.77%に減少し、その後、弁護士数の激増にもかかわらず、微減し続け、平成18年には61.46%にまで減少しています。

従前の業務自体についての弁護士選任率の上昇は、各弁護士及び弁護士会の広報活動及び弁護士報酬の透明性が鍵になると思います。

広報活動等を活発化させることにより、弁護士会が業務拡大を一層積極的に図るべきことは前述した通りです。

17. 非弁活動の取締強化

平成23年度からは、当会でも非弁取締に特化した委員会、すなわち、非弁弁護士による法律事務取扱等対策委員会が本格的に始動し始め、弁護士会による非弁活動の取締が活発になって参りました。

前述したとおり、最近では、事件屋による非弁活動よりも他士業による非弁活動の方が事例も多く、問題も深刻です。

認定司法書士に対する簡裁代理権が認められ、弁護士との境界線が曖昧になりつつある状況下での非弁取締はそれほど容易ではありません。依頼者からすれば、他士業であっても弁護士と同程度の法的知識を十分に持っているとの誤った認識があります。その分、他士業による非弁活動は、事件屋等による非弁活動よりも社会的弊害が大きい場合もあると思います。

非弁取締は、会員に弁護士会に対して非弁活動事例を数多く報告して戴くことが必要だと思えます。具体的な非弁活動の事例の集積があれば、一つ一つは些細な非弁活動でも取り締まることができるようになります。調査を始める端緒がなければ、弁護士会が非弁活動を取締ることも困難です。非弁活動事例の集積は非弁取締の基本だと思えます。

ただ、地方の単位会では非弁活動に手が回らないのが実情です。また、他士業等による非弁活動も都道府県を横断して全国的に活動している例も散見されるようになりました。

従いまして、日弁連による非弁取締り強化はその必要性和重要性が年々増していると言えます。

日弁連では業際・非弁・非弁提携問題等対策本部を設置し、日弁連内の関係委員会や各弁護士会等と連携・協力して、非弁活動、弁護士法第72条等の問題、及び隣接法律専門職との業際問題に関して適切に対処できるように運動や研究をしていますが、今後、この活動をいかに発展させるかが問われると思えます。

非弁活動の人権侵害の問題がいかに深刻であるかについて会員に周知徹底すると共に、裁判所や市役所等公共機関等にもパンフレットを配布する等して社会的にも広く非弁活動の違法性を訴えかけていく必要があると思えます。更に、市民、特にマスコミに対して非弁取締りが単なる士業間の縄張り争いなどではなく、人権侵害に関わる問題であることの理解を粘り強く求める必要があると思えます。

非弁活動取締は、最大限優先すべき弁護士会の活動の1つです。

18. 犯罪被害者救済・支援活動

当会では、平成11年7月に犯罪被害者支援センターを設置し、平成12年2月から無料相談を実施し、研修活動や裁判所・検察庁との意見交換、兵庫県被害者支援連絡協議会の代表者会議での情報交換・意見発信等犯罪被害者支援について積極的な活動を行っています。

また、平成21年4月からは「兵庫県犯罪被害者・加害者対話センター」を設置し、被害者と加害者との対話事業を始め、既に対話センターによる被害者と加害者の対話が行われました。

そして、ご承知の通り、平成20年12月以降、刑事裁判への被害者参加制度、損害賠償命令制度等も実現されました。

当会では、「実践 犯罪被害者支援と刑事弁護—弁護士による被害者支援と刑事弁護人の対応」といった本を出版しており、ロールプレイングを行うなど先進的で意欲的な取組を行っているところです。

日弁連では、平成27年10月30日、被害者庁設置を求めるべく日弁連会館で市民シンポを開催し、被害者庁設置に向けての財政的課題や他国の制度の紹介等を行う

等積極的な活動を行っていますが、当会での取組を日弁連でも実践等して戴くように働き掛けていきたいと思っております。

19. 役員問題

日弁連においても委員会数の増加のみならず、弁護士会の社会において担うべき役割の増大等に伴い、単位会の役員同様日弁連の役員の業務も急増しています。法律改正や司法のシステムの激変等に伴い、日弁連副会長の激務の度合いは、端から拝見していても凄まじいものがあります。以前のように平和な時代ではなく、様々な制度変革がこれまでにないスピードで押し寄せてくるからです。

弁護士会内の儀式等はできる限り簡略化するなどスリム化を図るべき部分は多々あるように思いますが、日弁連内のコミュニケーション強化、他団体との連携やロビー活動等のためには儀礼的な場面の省略にも限界があるようです。

日弁連会長、事務総長、日弁連副会長には会費から役員報酬が出されていますが、日弁連副会長の給付額は特に低く、各弁連から選出される日弁連副会長の立候補者を見つけることが困難になりつつあります。

日弁連の活動は我が国の司法制度に決定的な影響を与えています。よって、日弁連の役員の人選は、きわめて重大で、他方、日弁連役員を負うべき責任も非常に重いものがあります。

特に日弁連役員は、地元での業務が全くできなくなるわけですから、有為な人材を日弁連役員に集めるためにも役員報酬の見直しが必要だと思います。

また、日弁連役員の任期についても、会長・事務総長・事務次長の任期は2年ですが、副会長職の任期は1年毎に交代することになっており、組織としての継続性に問題があります。特に、外部の政治家等関係諸団体との折衝等との関係では、1年単位で人が変わるの、あまり好ましくはありません。1年交代では、政治家等に顔と名前を覚えてもらった段階でメンバーが変わってしまい、自己紹介等一から関係性を結ばなければならなくなります。1年では、役員としての膨大な業務に慣れるのに精一杯で、迅速・柔軟に生起する様々な問題に対応し、かつ、制度を変革するには限界があります。

日弁連副会長の任期は、日弁連会長と同じく2年を原則とすべきだと思います。

この役員問題を解決するためには、相当な役員報酬を支払う以外の打開策は難しいと思います。

十分な役員報酬を支給すると同時に2年間の任期にして日弁連役員としての職責と役割を十二分に果たせるようにすべきだと思います。

20. 会員からの意見汲み上げの工夫と情報公開

この1年間、日弁連は、法曹養成問題や法テラスの問題について、複数の理事者から何度も単位会意見照会を求められたにもかかわらず、単位会意見照会を行いません

でした。会員アンケートも行いません。弁護士6年以内の会員が弁護士数の約半数を構成します。弁護士6年以下の会員と中堅以上の会員とでは、法曹養成制度も異なれば、置かれた環境や仕事の数と内容も全く異なります。

果たして日弁連役員の意見や認識と会員の意見との間にズレはないでしょうか。

日弁連は、会員の声を積極的に吸い上げるべく、単体会意見照会や会員アンケートをできる限り行うべきだと思います。

第3 明日の司法

1. 法曹人口問題

日弁連は、平成24年3月15日、「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処」するとの「法曹人口政策に関する提言」を取りまとめました。

ところが、日弁連は、平成27年度における日弁連理事会に「①司法試験合格者数1500人にまで減員すること、これを前提として法科大学院の統廃合と定員の大幅な削減を行い、教育の質を向上させ司法試験の合格率を上昇させること、予備試験については制度趣旨を踏まえた運用をすること、給費の実現等の司法修習生への経済的支援を含む法曹養成課程における経済的負担を軽減することの各事項を、相互に関連した一つの基本方針と位置づける」との「新しい段階を迎えた法曹養成制度改革に全国の会員、弁護士会が力を合わせて取り組もう」と題する書面（以下、「本取りまとめ」と言います。）を提出し、承認を得ようとしています。

この書面は、平成24年3月15日の「法曹人口政策に関する提言」を実質的に有名無実化させるに等しいと思います。なぜなら、本取りまとめは、「法曹人口政策に関する提言」に記載されている「更なる減員」が敢えて削除されており、1500人からの「更なる減員」が予定されていないからです。その上、本取りまとめは、法曹人口対策を法科大学院の改革とセットにして取り組むことが謳われています。しかし、「法科大学院の統廃合と定員の大幅な削減を行い、教育の質を向上」との部分は、大学の自治、文部科学省の取り扱うべき部分であり、日弁連が容易に容喙できる部分ではありません。法科大学院志願者の意向もあります。

本取りまとめからわかることは、日弁連が、司法試験合格者数を現在の1800人程度から大幅削減させないようにして、最低でも1500人以上の司法試験合格者数を確保するとの法曹養成制度改革推進会議の取りまとめの方向性に従うことを考えているようです。それでは、毎回、全国の会長等日弁連理事者と各弁連からの選出委員等から構成された日弁連の法曹人口政策会議（委員会）が2年間を掛けて「法曹人口政策に関する提言」を練り上げた意味がなくなってしまいます。

法曹人口政策は、単に弁護士の業界問題とか権益の問題ではありません。法曹人口政策は、市民に対する人権擁護機能を今後も弁護士が果たし続けることができるのか否か、社会正義と基本的人権の擁護という公益的な使命を弁護士が果たすことができるのか否か、そして、弁護士自治が堅持できるか否かといった問題です。すなわち、法曹人口政策は、我が国の司法制度にとって根幹を成す問題なのです。

また、本取りまとめは、再三の理事からの要求にもかかわらず、単位会意見照会が行われていません。繰り返しになりますが、日弁連は、会員の意見に声に真摯に耳を傾けるべきだと思います。

私は、5年前の政策冊子で「3000人路線は、終わっていないのです。」と書きました。その後、日弁連内では2000人と言う数字さえ公の場で発言する「推進派」はいなくなりました。それほど、需要を超えた弁護士供給による社会的弊害が明らかとなっています。にもかかわらず、日弁連が3000人路線の次なる目標である1500人以上路線を追い求め、司法試験合格者数を1500人未満にすることを阻むことがあったとしたら、それは是正しなければなりません。

前述したとおり、一括登録日に於ける未登録者が570名を超え、即時独立弁護士や事務所内独立採算弁護士等会員の置かれている状況を勘案すると今年司法試験合格者数を1500名にしても到底間に合った話ではないのです。

日弁連は平成12年11月1日の臨時総会において、法曹人口問題について誤った決議を行いました。従って、まずは私達弁護士が行ったあの時の総括と反省を口にしなければ、私達弁護士がいくら法曹人口問題に適正な発言をしても説得力はありません。

一日も早く3000人路線の修正路線である1500人以上路線ではなく、1500人未満を視野に入れたコペルニクスの転換を日弁連が一丸となって行い、適正な法曹人口実現に向けて努力し続ける必要があると思います。

現在、日弁連では、法科大学院センターと法曹養成改革実現本部があります。

ところが、法曹人口問題についての委員会は日弁連内には存在しません。法曹養成制度改革実現本部は理事会内で全体会議を行っていますが、日弁連理事会では議題が30近くあり、1時間程度しか時間を割くことができませんし、議論も深まりません。

これでは、全国的な法曹人口問題に関する政策を実践に移すことはきわめて困難です。

日弁連が「司法試験合格者数をまず1500人にまで減員し、更なる減員については法曹養成制度の成熟度や現実の法的需要、問題点の改善状況を検証しつつ対処」との「法曹人口政策に関する提言」を出してから既に3年半が経ち、その後、弁護士過剰による社会的弊害は、急激に深刻化しつつあります。このままでは、将来の後輩弁護士も市民も弁護士過剰による弊害による被害が甚大となり、我が国の司法制度・弁

護士制度は崩壊してしまいます。

法曹人口政策の重要性及び喫緊性からして、また、日弁連が一丸となって法曹人口政策に取り組むべきことからして、日弁連内に活動実態としての全国の委員から構成される委員会を立ち上げ、日弁連執行部の活動と共に単位会の委員による草の根運動で法曹人口問題に取り組むべきだと思います。

2. 法曹一元

本来、司法改革で一番必要だったのは、法曹一元でした。

3000人路線が謳われた際、「法曹一元を実現するためには、法曹人口を増やさなければならない。」と言われました。平成12年11月1日の日弁連臨時総会決議においても、前述した東京弁護士会の法曹人口についての意見書案にも同趣旨が記載されています⁹。

しかしながら、近年は、ほとんど法曹一元が謳われることもなくなりました。

司法試験合格者数の急増に伴い、司法試験合格後に裁判官を希望してもなかなか裁判官や検察官になることができなくなっています。

他方で、弁護士が職業として成り立たないせいか、裁判官が職を辞し弁護士になる数は、既に激減しています¹⁰。弁護士制度が破綻しつつある中、今後、裁判官や検察官が最高裁や最高検の意向を仰ぎ見つつ、自らの職に執着せざるを得なくなるのは必至です。法曹人口の大幅増員は弁護士のみならず、裁判官や検察官の自主性や独立性をも失わせる危険があるのです。

同じく法曹人口を大幅に増加させた韓国では、「かつてならば、判事が外圧に立ち向かって所信を持って辞表を出したりもしたが、最近は裁判所で生き残るため、上の機嫌をうかがう傾向が強まっている」とした上で、「弁護士業界の不況が裁判官の官僚化にまで影響を及ぼしている。」¹¹と報道されています。

現行の司法改革は、弁護士試験と裁判官等試験である高等文官試験とが分けられていた戦前の制度に戻すための改革に過ぎず、かえって法曹一元からは遠ざかったように思われます。

法曹一元は、ごく少数の裁判官に弁護士経験があるなどと言った中途半端なものではなく、完全法曹一元、すなわち、全裁判官が一定年数の弁護士経験者でなければならないと言う制度にする必要があると思います。判弁交流と法曹一元とは違います。この点の区別が曖昧にされ、法曹一元がおざなりになっているように見えるのは大変

⁹ 東京弁護士会の意見書には、何らの理由付けもなく、「法曹一元性は、官僚司法制度の打破のために日弁連が一貫して主張してきた司法の基本理念であり、」 「その実現のために法曹人口増員が必要となることは必然的である。」と記載されている。

¹⁰ 裁判官退職者数の推移は、平成11年が67人、平成12年が109人、平成13年82人、平成14年61人、平成17年49人、平成18年40人、平成19年43人、平成20年24人となっている。

¹¹ 2008年8月19日付け東亜日報

<http://japan.donga.com/srv/service.php3?bicode=040000&biid=2008081952468> 参照

残念なことです。

司法試験合格者を減少させ、前期修習を復活させて、修習期間を2年に戻す等して、共通の基盤（法的知識）と教育を受けた統一修習制度にしなければ法曹一元を推進することはできないと思います。

3. 法曹養成（法科大学院制度）問題

法曹養成の中核は、あくまでも司法修習制度とイソ弁制度であると思います。ところが、前述した通り修習制度は1年に短縮され、前期修習も廃止されました。前期修習の廃止の弊害があまりにも大きかったことから、68期司法修習から3週間程度の導入制度が開始されましたが、3週間程度の導入修習では前期修習と比較してきわめて手薄といわざるを得ません。実際、「(導入修習は)あまりにも短い期間で内容がタイトに詰まりすぎていることから、修習生には理解し難かった」といった声を聞きました。

このように、司法修習制度は改善の兆しは見えるものの、給費制導入の目処も立っておらず、司法修習制度は、司法試験合格者数の急増により充実したきめ細やかな対応が困難となっています。

平成16年に法科大学院構想が実現に移されてから、12年が経過していますが、法科大学院志願者数は、一時の志願者数の6分の1以下に、入学者数は、一時の入学者数と比較して3分の1程度に激減し、定員割れの法科大学院が大半に上ります。

当初設立された法科大学院74校のうち3分の1を上回る29校が既に学生の募集停止を表明しております。旧国立帝大でさえ受験出願者数が8分の1等にまで軒並み激減しており、存続さえ危ぶまれています。

法科大学院の法科大学院制度には法曹の給源として他学部出身者や社会人経験者等多用な人材を育成することが期待されていましたが、非法学部出身者の割合は減少傾向が続き、旧試験制度よりも少ない割合になっています。他学部出身者や社会人経験者の法科大学院志願者数は減少する一方なのです。

法曹志願者数は、年々減少の一途を辿っており、昨年は予備試験志願者数でさえ初めて減少に転じました。

また、「法曹養成制度検討会議」に対して寄せられた一般市民からのパブリックコメントの大半が法科大学院制度に否定的意見でした。

昨年11月に行われた事業仕分けでは、「お金を持っている人しか（司法試験を）受けられない。」「法科大学院は失敗だった。」「3000人と言う法曹養成目標自体が間違っている。」「前の試験の方が給源の多様性が保たれていた。」との意見が相次ぎました。テレビ報道でも「民主党の作業チームが」「法科大学院終了を司法試験の受験資格とする現在の制度を見直しの対象にする」旨法曹養成問題に対する痛烈な批判が行われた旨の報道（平成23年12月21日付けNHK報道）がされました。

日弁連では、平成23年3月27日に「法曹養成制度の改善に関する緊急提言」を出しました。上記提言には、司法試験が法科大学院教育に好ましくない影響を与えているとして、「司法試験のあり方についても見直しを検討すべき」或いは、三振制度については廃止ではなく「5年以内に5回まで」に緩和すべきなどといった内容が含まれており、平成27年以降、司法試験の受験制限は5年以内5回までに変更されました。

今後は、法曹人口問題及び法曹養成問題について横断的に検討する日弁連法曹養成検討会議（仮称）等委員会を立ち上げて宇都宮会長時代に存在した法曹人口問題政策会議のように委員構成及び議論内容等について透明性の高い委員会にして地方の意見や反対意見等多様な意見を汲み上げて議論すべきだと思います。

法曹養成制度については、内閣府等が中心となり、法曹養成制度改革推進会議が開催され、平成27年6月30日に取りまとめを出しましたが、法科大学院制度の見直しとしては未だ不十分であったと思います。

法曹養成については、法科大学院制度の見直しを含む法曹養成制度の再構築について、日弁連が過去の意見書の内容に囚われることなく、正当な意見を主導的に出し、制度見直しについて積極的な働きかけをする必要があると思います。

4. TPP問題

マスコミでは、あたかもTPPは農業にしか関係しないかのごとき報道が行われていますが、TPPはありとあらゆるサービスが対象となります。医療や法的サービスも当然含まれます。現にアメリカの作成したTPPに関する報告書には「日本は、外国人弁護士の日本国内における国際的法律サービスを効率的に提供する能力に制限を課している」と記載され、アメリカ政府は、「いくつかの事項、とりわけ、外国人弁護士が弁護士法人を設立すること及び弁護士法人の設立の有無にかかわらず日本国内において複数の支店を置くことを認めること、並びに、外国人弁護士の登録手続を促進することにより、引き続き日本政府に法律サービス市場において更なる自由化」を求めており、「日本人弁護士が国外の弁護士と国際的パートナーシップ関係を持つことにつき、法律ないし弁護士会による制限がなされないような手段をとること」等外国人弁護士への規制完全撤廃、徹底した市場開放等具体的な要求が突きつけられています。

TPPについては、秘密条項が含まれており、その内容が隠されているため、今後どのような変容が司法制度にもたらされるのかについては不明確です。

日弁連は、TPPは弁護士制度に大きな変更はもたらさないとの見解のようですが、具体的な中身について開示されていないのですから、そのような保証はないと思います。

今後、TPPの参加により、どのような運用が行われるのか、司法制度以外の分野

について、市民の人権にいかなる変化がもたらされるのか、日弁連として注視して対応していく必要があると思います。

5. 業務拡大

平成12年頃に司法改革が叫ばれて以降、「弁護士の需要はいくらでもある。」「行政や官庁からの需要もいくらでもある。」と言われていました。確かに、弁護士は行政等から重宝されます。しかし、これらの需要は、ボランティア的公的役務のことです。私は、多数の公職経験をさせて戴いており¹²、これらボランティア的な仕事も好きですが、経済的合理性に裏打ちされた業務拡大とは関係のない需要だと思います。

そして、長年に亘る涙ぐましい努力にもかかわらず、業務拡大の努力が効を奏しないということについて、そろそろ私達は素直な気持ちで直面すべき時に来ているように思われます。『青い鳥』がどこかに存在するわけではないのです。

この点、最高裁判所は、裁判官や書記官が苦勞する本人訴訟を排除し、裁判所の負担を軽減化すべく、陳述録取書制度や弁護士強制主義の導入等による裁判の迅速化を強く主張しています。弁護士の中には、これら陳述録取書制度や弁護士強制主義の導入を業務拡大の一解決策としてみる意見もありますが、このような意見は非常に危険であると思います。なお、日弁連では、陳述録取制度について、2度全単位会に意見照会を行い、反対が強かったことから、現在は日弁連内での陳述録取制度についての議論は沈静化しています。

本気で抜本的な業務拡大を図るといっているのであれば、懲罰的慰謝料の導入等新たな法律制定を求める以外にはないように思われます。

平成20年12月6日に開かれた当会の「法曹人口を語り合う」市民シンポジウムで、某国会議員が「アメリカでは5万円以上の契約書等を作成する場合は、弁護士を関与させることが法律で強制される。」ことについて言及されました。

アメリカでは、弁護士がロビイ活動を行い、弁護士が新たな法律を作り出すようにし向けることが活発に行われています。例えば、レモン訴訟を容認する法律やホイッスル・ブローアー法がその典型的なものと言われています。

PL法は、製品に欠陥があり、事故等被害が実際に発生した場合の法律で、その場合、アメリカでは、当然のように桁違いの懲罰的慰謝料が認められます。これに対し、レモン訴訟というのは、実際に事故が発生しなくても当該製品に欠陥があれば訴訟提

¹²私が経験した公職は、以下の通りです。

伊丹市行財政懇話会理事（現在は退任）、社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団理事就任、伊丹市立婦人児童センター専門相談員（法律相談）、尼崎市立女性・勤労婦人センター専門相談員（法律相談）、伊丹市男女共同参画政策懇話会委員（現在は退任）、尼崎市男女共同参画申出処理委員、三田市情報公開審査委員会委員・三田市個人情報保護審査会委員、尼崎市セクシュアル・ハラスメントについての相談員、民事・家事調停委員等

起をすることができるというものです¹³。レモン訴訟で消費者側が勝訴すれば、消費者側弁護士は法廷で勝ち取った金額の4割相当の弁護士報酬を相手方企業から支払わせることができるそうです。

ホイッスル・ブローアー法とは、政府に収める兵器の材質や数量について不正を行った企業の社員が内部告発をした場合に当該内部告発社員に不正金額（取引金額）の30%の報償金を与えるとした法律で、国防企業の契約金額は1000万ドル単位で数十億ドル（日本円で言うと数千億円）の取引も珍しくないそうですので、報償金額の単位は、少なくて数十億円から千億円単位の報償金が告発した社員に支払われ、その40%程度が弁護士報酬になるとされています。

このようなアメリカの異常な事態をそのまま導入する必要はないと思います。なぜなら、弁護士の異常な業務拡大方法は、市民に幸せをもたらさないからです。しかしながら、現行の法律の枠内での業務拡大は、限界があると思います。

私は、業務拡大に誠心誠意探求している弁護士を尊敬していますが、業務拡大への探求と同時に、業務拡大が思ったようにはかどらない現実を真摯に受け止める必要があると思います。私は、従前の業務についての弁護士選任率を上げる方法や、あるいは、司法書士や行政書士等他士業に奪われた法律業務を取り戻す努力こそが現実的な「業務拡大」につながると信じています。

6. 弁護士法第72条問題

弁護士法第72条問題は、法曹人口と表裏一体の関係にあります。いくら司法試験合格者数を絞り、弁護士の質を確保したとしても、法律業務を行うのが弁護士に限られないのであれば、弁護士としての資格を持たずに法律業務を営む、所謂「事件屋」や他士業等の暗躍による人権侵害を法律で容認することになるからです。

弁護士法第72条問題は、法曹人口問題と同様に死守しなければならないきわめて重要な問題です。

ところが、弁護士法第72条は、現在、未曾有の危機に曝されています。

規制緩和の流れをくむ司法改革が、司法試験合格者数についての制限を撤廃し、誰でもが弁護士業務を営めるようにすると同時に弁護士自治を無くすことが目的の一つであることは、以下の72条問題の議論の経緯等を見て戴ければ十分お分かりになるとと思います。

まず、平成13年6月12日の司法制度改革審議会が出した「司法制度改革審議会意見書」には、「第3項 弁護士制度の改革」「7. 隣接法律専門職種の活用等」欄において「弁護士法第72条については、少なくとも、規制対象となる範囲・態様に関

¹³ 文藝春秋『「訴訟亡国」アメリカ』高山正之・立川珠里亜著第89頁によれば、「この結果、事故の発生を待つて動き出したアンビュランス・チェイサーは、救急車が走り出す前から、出動する機会を待つようになった。」と表現している。

する予測可能性を確保するため、隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様な変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべきである。」として、司法書士の簡裁代理権、弁理士への代理権付与、税理士の補佐人権限の付与、ADR等訴訟手続き外の法律事務に関する隣接士業の活用等々が詳細に記載されていました。

そして、平成15年12月8日の司法制度推進本部での法曹制度検討会第24回議事録¹⁴では、弁護士法第72条問題と親子会社の問題が議論されています。弁護士法第72条問題と親子会社の問題とは、要するに親子会社間であれば、弁護士資格を有しない社員等が法律業務を営むについて報酬を受け取っても良いのではないかとという問題です。この問題について、法務省の黒川弘務法務省大臣官房司法法制部司法法制課長が、「完全親子会社であっても、法人格が別である以上は、『他人性』の要件を欠くとして同条の構成要件に該当しないとすることは困難であろう」と発言しています。これに対し、日弁連元会長の平山正剛弁護士は、「私は、個人的には」「親子会社の場合は、親会社の子会社の50%を超える株式を所有し、子会社を支配していること」「に加えて」「財務諸表規則第8条の適用を受ける会社間である」「その範囲内の親子会社間においては、弁護士法第72条の「他人性」を有しないものと解決してよいのではないかと考えていたわけで」「構成要件該当性、違法性、有責性というようなことを言っているのはなかなか我々の実務の方が動きませんので、むしろ社会的に認められ、許容される範囲は一体何なのかということで、例えば経済界や我々が考えて、これは誰が見ても、これを取締の対象にしないでいい範囲というのがあるのではないかと。そういうものを実務が形成していけば、これは構成要件には該当しているけれども、違法ではない」「許されるということで。」と発言しました。案の定、平山発言を受けて法務省出身の太田茂委員が「日弁連の側からそのような一つの明快な基準の考え方も出されたのに、何か法務省がまだそれでも固いというような受け止め方があるのではないかとやや危惧するのですけれども」と発言し、「通常厳格に解釈すべき日弁連が弁護士法72条を緩く解釈しているのに、むしろ法務省の方が厳格に解釈していると見られて非難されるのは困る」という趣旨の発言をしています。

親子会社間で弁護士法第72条の適用が除外されれば、傘下の子会社を有する親会社をさえ買収すれば、会計上本来計上できないはずの上納金を「法律業務に対する報酬」という名目で合法的に吸い上げることができるようになるわけです¹⁵。

実際、親子会社に弁護士法第72条が厳格に適用されないとすれば、弁護士以外の者が合法的に法律業務を営めることになり、弁護士法第72条の趣旨が没却されるこ

¹⁴<http://www.kantei.go.jp/jp/singi/sihou/kentoukai/seido/dai24/24gijiroku.html> 参照

¹⁵ 法務省出身の太田委員の方が「例えば暴力団とか右翼のフロント企業が、オーナーから全株式を二束三文で買い取って、100%子会社の法律問題だから、他人性はないから罪にならないというエクスキューズをするような事件が発生することも容易に予想されます。」と発言している。

とになります。この議論は、弁護士資格を有しない一般社員が法律業務を行いうることを認めるべきということを意図した議論で、とりもなおさず社内弁護士は必要ないということを含意しています。

また、規制改革会議では、平成13年12月11日付け「規制改革の推進に関する第1次答申」の中で「弁護士法第72条の見直し」として「隣接法律専門職種の有する専門性を、ADRを含む訴訟手続き外の法律事務に関してもっと活用する余地がある」「隣接法律専門職種の業務内容や会社形態の多様化などの変化に対応する見地からの企業法務等との関係も含め、その規制内容を何らかの形で明確化すべき」と記載し、平成14年3月29日、閣議決定された「規制改革3カ年計画(改定)」でも、「弁護士法第72条の見直し」を謳い、平成14年7月23日付け「中間とりまとめ－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」でも「(6) 弁護士法第72条の見直し」として「1. 弁護士に認められる業務独占の範囲を、必要最小限のものとする事」「2. 弁護士法第72条において」「ただし書を『ただし、他の法律で別段の定めがあるときには、それに従う。』と改める事」「3. 法廷外法律事務について、弁護士以外の専門家(隣接法律専門職に限定しない)が行えるようにすること」「4. 会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすること」と記載しています。同様の記載は、平成14年12月12日付け「規制改革の推進に関する第2次答申－経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」の中でも、平成15年3月28日、閣議決定された「規制改革3カ年計画(再改定)」の中でも、また、同年12月22日付け「規制改革の推進に関する第3次答申－活力ある日本の創造に向けて」の中でも、同様の記載が繰り返されています。

そして、平成16年3月19日付閣議決定を得た「規制改革民間開放推進3カ年計画」では、「非弁護士の法律事務の取扱可能範囲を拡大させる観点から、法廷外法律事務について、少なくとも会社がグループ内の他の会社の法律事務を有償で受託できるようにすることを含め消費者保護の必要性が薄い対事業者向けのサービスについて直ちに同条の例外とするなど、弁護士以外の専門家(隣接法律専門職種に限定しない)が行うことのできる範囲を拡大すべきであるとの指摘」「会社から権限を付与された社員が、当該会社の訴訟代理人となれるようにすることについても、そのようにすべきであるとの指摘」があると一歩進めた議論が行われています。弁護士業務の独占事項をできる限り狭めるようにということが目指されているわけです。

そして、規制改革会議の平成19年5月8日付け規制改革会議の議事録には、福井秀夫委員が「例えば知財訴訟をやるとか行政訴訟をやるという人材と、非常に決まり切った小額の貸金債権の回収だけやるといふ弁護士と仮に分化しているなら、後者の弁護士にはそんなに高度な知識は要らないでしょう。」という話に対して佐々木主査が「そのようなことを言うと、そもそも弁護士という資格がなくてもいいわけです

ね。」と言ったことに対して、福井委員が「本来はそうなんです。我々は究極的にはそう思っているんです。」と規制改革の究極的目的を吐露しています。

そして、規制改革会議の平成20年12月22日付け「規制改革推進のための第3次答申－規制の集中改革プログラム」¹⁶の「法務・資格分野」において「①資格制度全般」で「業務独占資格については、業務の独占、合格者数の事実上の制限（中略）などの規制が設けられることで新規参入が抑制され」「市場における競争が制限される環境を生み、競争を通じて本来国民が享受できる良質で多様なサービスの供給が阻害される」とした後で、「有資格者でないとできない業務範囲を可能な限り限定し」「他の職種の参入も認めるなど、資格者の垣根を低くすることにより各種業務分野における競争の活性化を図る必要がある」とし、「具体的施策」として「ア 社会保険労務士への簡易裁判所訴訟代理権等の付与」「イ 隣接法律専門職種への行政不服審査の代理権の付与」として司法書士や行政書士への行政不服審査への代理権を認めるべきということが詳述されています。のみならず、「(ADRの) 認証取得を得るためには弁護士会に協力を求めることが一番の近道と」なっていることについて「ADR機関の自立性・多様性に著しい制約を課す内容となっている。」と痛烈に批判した上で、「ADR法は、手続き実施者としてADRに関与することにより、国民に紛争の実情に即した迅速な解決を図る手続きを提供するものであり、制度を所管する法務省は、(中略) ADR業務に多くの団体が参画できるように、ADR法の適正な解釈・運用が行われるよう必要な措置を講ずるべき」として、弁護士や弁護士会とは関係なくADRの運用を実施できるよう弁護士法第72条の形骸化という目的を隠そうともしていません。

アメリカから日本に出される年次改革要望書にも弁護士法第72条問題についての強い要望がなされています。まず、1994年の要望書には、「アメリカ政府は、日本政府が日本の外国法律家の活動に適用しうる規制を更に自由化することを求める。」「日本での国際仲裁行為において、外国法律家が当事者を代理する権能に対する規制を全て撤廃する。」と記載し、翌1995年には「外国法律家の活動に適用しうる規制を更に自由化することを求める。」とし、1997年から1999年にかけては「外国法事務弁護士による準法律専門職の雇用と、日本政府機関に対して依頼人の代理をできるようにする。」等徹底的に外国弁護士規制の緩和を求め、2001年には、更に一步進めて「外国弁護士の処遇を日本における弁護士と同様にする」ことを求め、2003年の中間報告にも「外弁が」「日本弁護士による専門職法人と同一の位置付け、また、利便を備えて専門職法人を設立すること」と報告され、2004年の年次改革要望書には、「外弁それぞれの権限及び法律業務について依頼人に対する

¹⁶ 規制改革会議の資料はいずれもインターネット上に公開されている。
<http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/index.html>

説明義務は、近代かつ国際的慣行¹⁷に沿ったものであり、不合理に負担となるものにしない。」とハードルを下げると同時に、「仲裁、調停、仲介その他のADRプロセスにおいて報酬のために中立者として活動する紛争処理組織、外弁、非弁護士は、法律業務を行っているのではなく、従って弁護士法第72条、あるいは、外弁法に違反するものではないことを、新しい立法措置を通じて明確にする。」「非弁護士が、自身であるいは中立者として取り扱うADRプロセスは、弁護士の監督を受けるとする要件は一般的に課せられないこととする。」とし、2005年の中間報告にも「ADR法の下で認証を受けたADR業務は、弁護士法第72条に違反するとは解されない。同様に、ADR業務において弁護士でない者が提供するADR業務が認証を受けていなくとも、弁護士法第72条に違反するとは解されない。また、仲裁法に従って、仲裁人として活動することも、弁護士法第72条に違反するとは解されない。」と具体的、かつ詳細に弁護士法第72条の骨抜きが徹頭徹尾進められていることが記載されています。上記、特にADRにおける弁護士法第72条に対する攻撃は、2004年から2006年にかけて容赦なく続いていました¹⁸。

以上を見て戴いても弁護士法第72条がいかに集中砲火を浴びているかがよくお分かり戴けると思います。前述のとおり、TPPに参加することにより外国人弁護士に対する規制撤廃が加速します。

弁護士法第72条は、法律業務が人権というきわめて重大な、しかも、デリケートなものを扱うことに鑑み、「少数者の人権を擁護し、社会正義を実現」する法律上の義務を負っている弁護士のみ¹⁹が、法律業務を行えるとして、依頼者市民の権利擁護を図っているのです。

私達が法曹人口の抑制、弁護士法第72条の堅持という、決まって「既得権益の擁護でけしからん。」という批判を受けます。そして、私達は、上記批判を避けるため、様々な法律業務の割譲を自ら行ってきました。その結果、弁護士法第72条は今や瀕死の状態です。

しかし、私達が割譲した権益は、結局、他の誰かの権益になっただけのように思われます。そして、その他の誰かがその権益を我々弁護士以上に市民や社会正義のために用いているかどうかについては疑問があります。

¹⁷ 「近代かつ国際慣行に沿ったもの」とは、英語による説明でも可とする趣旨に受け取れはしないだろうか。

¹⁸ 詳しくは、2008年12月15日付け拙稿「資料；年次改革要望書」をご覧ください。

¹⁹ 他の士業は公正誠実義務しか負わされていない。

e x) 司法書士法第2条「常に品位を保持し、業務に関する法令及び実務に精通して、公正かつ誠実にその業務を行わなければならない。」税理士法第1条「独立した公正な立場において」「税務義務の適正な実現を図ることを使命とする。」社会保険労務士法第1条の2「業務に関する法令及び実務に精通して、公正な立場で、誠実にその業務を行わなければならない。」行政書士法に至っては、職責や使命が法律上規定されていない。

私達は、どんな非難に曝されようとも、自分達のためではなく、市民のため、社会正義のため、弁護士法第1条と弁護士法第72条の精神に今一度立ち返り、弁護士法第72条を死守しなければならないのです。

弁護士法第72条の堅持が前提としてなければ、法曹人口問題や非弁活動にどれほど頑張ったとしても意味はないと言うことを私達は反省を込めて自覚する必要があるのではないのでしょうか。

弁護士法第72条問題については、「法曹有資格者の活動領域の拡大」を問題視しています。日弁連は、「法曹有資格者」について弁護士資格登録を前提として考えています。しかしながら、日弁連が弁護士登録を強制するわけにはいきません。弁護士登録を抹消している「法曹有資格者」も現に多数存在しています。「法曹有資格者」が弁護士登録をしなければ、弁護士会による懲戒等監督が及ばないこととなります。

「法曹有資格者」は弁護士登録しなければ高額な会費を負担する必要もありません。今後、弁護士登録をしない「法曹有資格者」の数が増えることで、弁護士第72条問題と弁護士自治にきわめて深刻な影響を及ぼすと思います。

7. 司法予算の増大

司法改革に必要な改革は、法曹人口増大や法科大学院等ではなく、法曹一元と司法予算の増大でした。法科大学院関連予算及び裁判員制度に関わる予算については、増大したとは言え、国選報酬や民事扶助等必要な司法予算は未だ到底十分なレベルには達していないと思います。従って、私達弁護士が司法予算の増大及び適正分配を求めるのは当然のことと言えます。

我が国の国家予算は、平成26年で年間約95兆円程度ですが、そのうち裁判所関連の予算(司法予算)は、約3110億円に過ぎません。国家予算との関係で言うと、0.32%程度に過ぎないのです。昭和25年から平成13年に掛けて、司法予算が1%を超えたことは一度としてなく、しかも、昭和30年代当時、司法予算が国家予算に占める割合は、0.8%~0.9%だったのですから、司法予算は実質的には半分以下の割合に減らされてきたといっても過言ではありません。そして、平成12年から司法改革が始まりましたが、2003年から2014年にかけての司法予算の国家予算に占める割合は、微減傾向にあります。

諸外国との比較を見ても我が国の司法予算の低廉は際だっています。

例えば、国民1人当たりの民事法律扶助予算は、イギリスで3257円(日本の81倍)、ドイツで746円(日本の18.7倍)、フランスで516円(日本の12.9倍)、アメリカで309円(日本の7.7倍)、日本では40円に過ぎません。また、国民1人当たりの公的刑事弁護費用もイギリスで4353円(日本の57.3倍)、アメリカで1781円(23.4倍)、フランスで220円(日本の2.9倍)、ドイツ176円(日本の2.3倍)で日本は76円に過ぎません。

訴訟手数料も一向に下げる気配がありません。また、検察官や裁判官を大幅に増やす気配もありません。それどころか、ここ数年の司法試験合格者数の激増の一方で、検察官や裁判官の採用数は横ばい傾向から改善される見込みはありません²⁰。また、司法過疎地域における簡易裁判所の統廃合も暫時進められ、昭和63年5月頃、100庁以上が統廃合されるなどして、昭和42年には575庁あった簡易裁判所が平成8年12月31日には、438庁に減少していると同時に次々に法改正されて管轄が中央に集められています。

「司法へのアクセス拡充」「市民のための司法改革」というのがいかにお題目に過ぎないか明らかです。

司法予算の拡充について、日弁連は、平成2年5月25日に行われた第41回定期総会の「司法改革に関する宣言」において「司法を人的・物的に拡充するため、司法関係予算を大幅に増額すること」を求め、平成12年5月24日に行われた第53回定期総会「司法改革に対し抜本的な予算措置を求め、市民のための大きな司法の実現を目指す宣言」において「政府が必要かつ十分な予算措置を講じなければ、これらの制度改革の目的は達せられない」「司法改革に対し、抜本的な予算措置を行うことは、何よりも国民の要請と利益にかなう」として司法予算の増大を求める宣言を行っています。

しかし、司法制度改革審議会においても規制改革会議においてもマスコミにおいても、「全く」といってよいほど司法予算の問題について検討されていません。

司法予算の増大を叫ぶと、決まって言われるのは、「国家予算を司法に振り分けるのは難しい。」「国民にこれ以上の重税を課すことは難しい。」という言い訳です。しかし、私達は、裁判員制度を推し進めるにあたり、最高裁判所や法務省の惜しげもない予算の消費を目の当たりにしました。法科大学院関連予算も莫大な金額に上ります。司法予算の問題は、税金の適正配分の問題です。勿論、第一次的に配分されるべきは、医療と福祉でしょうが、現在の司法予算では司法改革の名が廃ります。

予算の適正配置が行えれば、国選報酬の適正化、訴訟費用の低額化、扶助の給付制への転換、当番弁護士の国費制等々実現可能になるでしょう。

司法予算増大の問題について批判と意見を言えるのは、弁護士会のみです。

国家予算の問題は、刑事裁判において被告人に対して十分な刑事弁護による保障を裏付けるもので、付言すれば市民の「裁判を受ける権利」の実質的な担保の問題なので、臆することなく正々堂々と世間に対して効果的に訴えるべきだと思います。ところが、実際には、日本司法支援センター（以下、「法テラス」といいます。）に移

²⁰ 平成17年（二回試験合格者数1158人）の裁判官採用数は124人で、検察官96人、平成18年（同1386人）は、裁判官115人で検察官87人、平成19年（同2376人）は裁判官118人に検察官114人であるが、平成20年（同2340人）は、裁判官99人に検察官93人しか採用していない。

行した途端、国選報酬が下げられました。これは、どういうことでしょうか。

法テラス運営費は、平成23年がピークでその後伸びていません。被疑者国選費用についても実質的な減額が検討されています。

「司法予算の拡充無くして司法改革なし」言っても過言ではなく、弁護士制度の根幹を形成する弁護士の自主・自立性の前提条件たる経済的基盤の安定は社会にとっても不可欠なはずで、批判に臆することなく司法予算の増大を求めていくべきだと思います。

8. 人質司法の問題

前項記載の通り取調べの可視化については、一定の前進が認められる一方で、人質司法については、保釈率が多少高くなったとは言え、あまり目覚ましい前進は認められないといっても過言ではありません。

人質司法の問題は、裁判員制度導入により、より重要性を増したと言えます。公判前整理手続に対応するためには、被告人と綿密な打ち合わせを要します。公判前整理手続に原則失権効があり、しかも、公判前整理手続における裁判官が公判も担当するので被告人の対応如何では、公判前に不利な心証を形成されかねません。裁判員裁判下では公判前整理手続がどうしても長引き、また、安易に迅速化を図るべきでないことは前述した通りです。そのため、裁判員裁判で被告人の身柄拘束が長期化する傾向にあります。

改めて指摘するまでもありませんが、人質司法が我が国の刑事司法を形骸化させたと言えます。身柄拘束されれば、誰でも「保釈されたい。」「一刻も早く執行猶予をつけてもらいたい。」と願うのが人情で、そのために実施には犯罪を犯してなくても自白している例は枚挙に暇がありません。

このようにして、取調べ段階での自白が強要され、公判段階に至ってから自白が強要されたとの立証はきわめて難しく、取調べ段階で自白して公判段階で否認に転じると「反省していない。」ということで厳罰に処せられます。

また、無罪推定の原則も、刑事弁護をしていると、実際には有罪推定の原則に変更されたのかと見まがうほど刑事裁判で（一部）無罪判決を宣告することに対する裁判官の抵抗感は著しいものがあります。

人質司法等が温存されたままでは、裁判員制度の下で身柄拘束の長期化による弊害は著しく、従って、原則保釈が認められるよう運用されるべきです。

また、保釈金の高額化とともに、保釈金が準備できないために保釈できないことも多くあります。

この点、日弁連では、「保釈保障制度に関する提言」（平成23年1月20日）を出し、全国弁護士協同組合連合会は、平成23年に保釈保証制度を創設しました。金が300万円以下の場合、親族から1割の金額を預かることによる保証書を裁判所に提

出す保釈保証制度を実現しており、人質司法に風穴を開ける契機になれば良いと思います。

しかし、いくら保釈保証制度が存在するといっても、裁判所の保釈決定が出なければ意味がないので、人質司法の改善の有無については、今後も現在の運用を変えるための弁護実践の必要があると思います。

9. 日本司法支援センター（法テラス）問題

法テラスは、きわめて問題であることを指摘しなければなりません。

まず第1に、法務大臣が法テラスに強い監督権限を持つ点です。法テラスの理事長及び監事の任命権限（綜合法律支援法第20条1項、同24条1項、2項）及び解任権限（同法第26条1項乃至3項）は法務大臣が持ちます。また、法務省に法テラス評価委員が置かれ、その評価委員会が法テラスの実績評価を行います（同第19条）。更に、法務大臣が法テラスの達成すべき業務運営に関する中期目標を定め、これを法テラスに指示することになっています（同第40条）。そして、法テラスは、法務大臣から指示を受けた中期目標に従い、中期計画を立てた場合及び中期計画を変更する場合には、法務大臣の認可を得る必要があります（同法第41条）。刑事裁判において対峙すべき法務省が法テラスの監督・評価権限を保持しているのです。

第2の問題点は、法務大臣の監督権限及び最高裁の関与が規定されているのに比べて日弁連の関与の低さが際だっていることです。まず、法テラスは、その設立と運営に最高裁が関与する独立行政法人であるだけでなく、法務大臣が理事長と監事を指名・解任する際には、最高裁の意見を聞かなければならない（同第20条2項、3項、同第24条3項、4項、同第26条4項、5項）とされています。その他、最高裁の関与は、中期目標の決定・変更（同第40条3項、4項）、中期計画の認可（同第41条3項、4項）、業務方法書の認可（同第34条3項、4項）、国選弁護人の事務に関する契約約款の認可（同36条4項、第34条3項、4項）、法律事務取扱規程の認可（同第35条3項、34条3項、4項）にまで及びます²¹。これに対し、日弁連の関与権限はほとんどありません²²。あたかも蚊帳の外に置かれているかの如き様相を呈しています。

日弁連は、国選弁護人契約弁護士の採用に関する権限がなく、個別事件における国選弁護人の選任に関与する権限さえも与えられていません。それどころか、日弁連や弁護士会及び個々の弁護士には、最高裁や法務省には負わされていない責務規定が支援義務や協力義務として規定されています（同第10条1項乃至3項）。このように法

²¹ いずれも最高裁に予め意見を聞かなければならず、結果の通知も必要的とされている。

²² 「支援センターは、業務の運営に当たり、弁護士会及び日本弁護士連合会並びに隣接法律専門職者団体に対して意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。」（同第32条6項）との規定があるに過ぎず、また、同法の規定の仕方から弁護士会と隣接士業を故意に同列に扱おうとの意図が読み取れる。

テラスは統治機構の一つに組み込まれ、弁護士会の関与が排除されているのですから、いざとなったら法務省の胸先三寸で気に入らない弁護士を国選弁護人から事実上はずす等ということは十分あり得ることではないでしょうか。

この問題は、司法試験合格者数の激増問題と相まった時、真価を発揮することになります。

第3の問題点として、法テラスは、財政面から弁護士制度、すなわち、弁護士自治を破滅させる危険性を孕んだ制度だと言うことです。

法テラスは、国選弁護人の事務に関する契約約款を定め、法務大臣の認可を受ける必要があります（同第36条1項）、その契約約款に報酬基準を記載することになっていきます。民事法律扶助についても法テラスが業務方法書を作成することになっており（法務大臣の認可が必要）、そこに、報酬基準が定められることになっています（同第34条）。また、その他法律実施のために必要な事項は、法務省令で定める（同第51条）とされています。国選や民事扶助の報酬及び費用の算定に当たり必要な事項が法務省令で定められます。そして、報酬基準を暫時減少させていけば、在野弁護士を簡単に排除することができます。弁護士数の激増により、時間的・精神的余裕のなくなった在野弁護士がボランティア的仕事をするには限界があるからです。報酬基準を下げる理由は簡単です。裁判官数抑制の際に用いた「財政的裏付けがありません。」その一言で片付けられるでしょう。実際、法テラスになってから、刑事も民事も報酬基準が一部下げられました。そして、法テラスの適用範囲（資力要件）を緩和すれば、ただでさえ、弁護士数の急増で弁護士一人あたりが受任する事件が減るのに、更に法テラスにより仕事を奪われ²³、弁護士自治の基礎をなす最低限の経済的基盤が失われることになりかねません。

公的刑事弁護の自主・独立性の侵蝕のみならず、被疑者・被告人への適正手続き保障の形骸化をまねき、弁護士制度・弁護士自治を破壊しかねない総合法律支援法については抜本的な改正が必要だと思います。

最近、日弁連は、法テラススタッフ弁護士の役割論という書面を取りまとめようとしています。法テラススタッフ弁護士は、大変な努力をされておられますし、能力も高く、素晴らしい方が多いのですが、弁護士の急増により司法過疎地にも完全在野弁護士が事務所を構えるようになり、スタッフ弁護士の数的補完の要請は減少しているように見えます。また、アウトリーチ型法律相談は、任期制のあるスタッフ弁護士よりも完全在野弁護士が担うことが好ましいですし、困難案件についても弁護士の急増により各弁護士の事件数が激減しており、困難案件を完全在野弁護士が担うことが可

²³ アメリカや韓国のように弁護士の社会的信頼が失墜した後、世間に溢れかえる弁護士の中から、自分の眼力だけで弁護士を選ぶことは事実上不可能で、最終的には、支援センターという公的な信頼に頼らざるを得なくなるでしょう。

能になってきています。何よりも困難案件だから、或いは、割の合わない事件だからという理由でスタッフ弁護士に事件をお願いするのは、弁護士としての役割を十分果たしていないというそしりを免れないのではないのでしょうか。

10. ADRの問題

ADRの推進も注意が必要です。司法改革以前、ADRへの社会的要請は、全くといっていいほど存在していなかったのに、司法改革審議会の中間報告、意見書に突然詳細に記載され、その後、瞬く間に法案が通り、実施に移されてきました。

これまでの社会の流れと年次改革要望書の変遷を見ると、年次改革要望書に記載された事柄が我が国でほぼ実現化されています。ADRについても年次改革要望書に記載された通り、我が国の中で外国法事務弁護士が主催した国際機関が日本法の下で合法的に外国法が適用され、あたかも治外法権のような様相を呈する紛争解決プロセスとして機能する危険性があります²⁴。そして、TPPに参加すれば、外国人弁護士に対する規制はおおよそ撤廃されることになるでしょうから、この危険性は、きわめて現実味を帯びてきたと言えるでしょう。

11. 弁護士自治

大変残念なことではありますが、弁護士自治も瀕死の重傷を負っていると評価せざるを得ません。

まず、弁護士数のみの激増に伴う社内弁護士や「即独」弁護士の増加のみならず、大々的な広告により全国から債務整理の依頼者をかき集める弁護士等々の出現により、これまでの弁護士の同質性や共通の認識や基盤が失われつつあります。そのため、弁護士会が一丸となって公権力と対峙することが困難となって来ているように思われます。

また、弁護士が経済的貧困を極め、家族さえ養えないような状況に陥るようになれば、個々の弁護士が公権力と対峙する余裕も失われます。

弁護士法第72条の形骸化や日本司法法テラスの設立も弁護士自治の危機に拍車を掛けています。

実際、日弁連の内側から弁護士自治が既に崩壊の危機に瀕していることは年次改革要望書に対する日本からアメリカに対する中間報告に再三記載されています。例えば、

²⁴ 2004年10月14日付け要望書には、「ADR関係者が適用される規則、プロセス、基準について合意することを一般的に認めることにより、ADRプロセスが柔軟に個別の状況に即した最適なものとなることを可能にする。アドホックの自己管理された国際仲裁（中略）、アメリカ仲裁協会（中略）などの国際機関が日本法の基において明確に合法かつ正当であること、さらに、それらが日本政府あるいは日本政府によって指名されたものによる許可なしに、日本において活動を継続できることを確保する」と記載され、2006年12月5日付け要望書にも「(ADR法)が、国際基準と慣行に整合する形で施行され、また日本を国際的な紛争解決の中核として確立させるという目標を阻害するのではなく推進することを確保する。」ことについて要望がなされ、2005年乃至2008年の中間報告を見れば、それらがほぼ実施に移されていることが分かる。詳しくは、拙稿「資料；年次改革要望書」第19頁以下をご参照ください。

2004年の中間報告には、「法務省は、日弁連が改正外弁法の基本的な理念及び解釈に即した会規・会則を制定するよう、日弁連との協議を通じて、改正外弁法についての正しい理解と会内での関連手続きにおける適切な取扱を促すための努力を行ってきた。」²⁵と報告され、2005年中間報告でも「法務省は、日弁連の会則及び会規が法務省の見解と矛盾しないよう、必要に応じ、その会規・会則の適切な運用について日弁連と協議する。」²⁶と報告されています。これら記載は、法務省が日弁連に圧力を加え、日弁連が法務省の言うとおりにしてきたことを暗示しています。

弁護士自治が崩壊していることを前提とすると、法テラスの設立について日弁連が異議を唱えないこと、自ら率先して司法改革を進めてきたことについても得心できます。

弁護士自治は、弁護士制度の根幹をなす非常に重要なもので、弁護士が社会正義を実現するため、少数者の人権擁護のため必須のものです。

可及的速やかに弁護士自治を取り戻さなければなりません。

現在、日弁連では、弁護士自治ワーキンググループが弁護士自治に関する報告書を取りまとめようとしています。私も委員に選任して戴き、報告書作成に携わらせて戴いておりますが、弁護士自治に対する危機感が不足した内容になっているように見えます。

失われた弁護士自治を取り戻すには、完全在野の弁護士魂を強固に持つ人達への執行部及び日弁連内の重要ポストに就いて戴く必要があるのではないのでしょうか。

12. 秘密保護法・安保健法

特定秘密保護法は平成26年12月6日、衆議院安全保障特別委員会における審議時間僅か47時間というスピード記録を残し、相次ぐ強行可決により瞬く間に成立してしまいました。明らかに審議が拙速であったとの批判を免れないでしょう。

特定秘密保護法はそもそもこれを制定するべき立法事実が存在したとは思われません。のみならず、特定秘密保護法は特定秘密の指定対象事項が抽象的で、範囲が不明確であり、行政機関の長の恣意的判断・運用により際限なく拡大されていく危険性もあります。さらには、特定秘密保護法は、特定秘密指定・解除の適性・公正さを担保する仕組みも欠き、現行の公文書管理法及び情報公開法の不備とあいまって、特定秘密に指定された情報が最終的に開示される保障もありません。

そのため、国家権力の行使に関わる情報は今後ますます秘匿されていくことになるでしょう。言うまでもなく立憲民主主義の当然の前提として、国家権力の行使は、透明性が図られ、国民による監視に耐えられるものでなければならぬはずで、日本

²⁵ 拙稿「資料；年次改革要望書」第20頁参照

²⁶ 同第22頁参照

国憲法において、国民主権、表現の自由、戦争放棄・平和主義が憲法で保障されている意味を今一度確認する必要があります。罪刑法定主義違反、報道の自由に及ぼす影響、適性評価制度によるプライバシー、思想・信条の自由の侵害のおそれも指摘しなければなりません。

日弁連を始め各单位会でも秘密保護法に対する反対の意見書を出していますが、これからも秘密保護法廃止に向けて日弁連と協力して国会でも取組を継続していく必要があると思います。

安全保障関連法制についても、日弁連の献身的な努力にもかかわらず、ついに強行採決されてしまいました。安全保障に関する意見は弁護士間でも分かれるとは思いますが、今回のような政府の憲法の解釈変更を基に行った法制化が憲法に反するものであることには異論がないと思います。

今回の安全保障関連法案の採決については、立憲民主主義の観点からして危機的状況にあるもので、法律家としては立憲主義・民主主義堅持について断固主張していくべきであると思います。

1 3. 組織犯罪関連立法問題

共謀罪は、既に終わった議論であるであると思われるかもしれませんが、そうではありません。平成24年1月4日の産経新聞で「政府が5月末までに共謀罪を創設する方針を国際機関などに伝達していたことがわかった」との報道が行われたからです。

政府は共謀罪を法案化することをあきらめどころか、法案化することを未だに虎視眈々と狙っているのです。

共謀罪については、外務省が英語を誤訳してまで、法律化することを推し進めようとししました。日弁連の意見書に対して、法務省と外務省のホームページでそれぞれが反論を展開していることからして、政府のこの法案に対する過敏さや熱心さがよく表れています。

また、法務省と外務省の上記過剰反応を見れば、日弁連の意見書がいかにも的を射た、効果的な批判であったかということもよく理解戴けると思います。

共謀罪については、市民やマスコミも日弁連の方針に同調的ですので、活動しやすいという部分はありますが、今後とも手綱を緩めることなく、弁護士会が活動を継続する必要があると思います。

ゲートキーパー問題についても日弁連の活動は目覚ましいものがあります。

しかし、残念ながら、2008年10月の相互審査の結果、FATFからは、NC（ノン・コンプライアント（不履行））との評価が下されました。我が国では、弁護士等法律専門職について疑わしい取引の報告義務を課していないことからして、ほかの加盟国に対する相互審査の結果から当然予測された事態です。

日弁連としては、F A T FのNC評価が下されようとも、疑わしい取引の報告義務導入には徹底的に闘うべきです。

今後、いかに闘うかが問題ですが、やはり弁護士が違法収益の移転等に加担する事実があればF A T Fからの攻撃が増すことは確かですので、私達弁護士一人一人が犯罪収益移転の手口等を研究し、知識を身につけ、知らない間に利用されることのないよう個別武装が必要で、それと並行して、日弁連としてもたゆまざる情報収集活動と国会議員等対策を時期等を見計らいながら活動していくべきだと思います。

1 4. 犯罪被害者支援・被害者参加制度

犯罪被害者と接していると、犯罪被害により受けた心の傷の深さと決して元の生活や気持ちに戻ることはないむなしさをひしひしと感じます。

犯罪被害者と接する時、言葉には細心の注意を払うようにしていますが、特に注意していることは、如何なる時でも「お気持ちはわかります。」という一言だけは発しないということです。第三者がどれほど被害者本人の気持ちを推測したとしても、被害者本人でなければ、同じ苦しみを味わうことは決してできません。

犯罪被害者の支援について異論ないのですが、被害者参加制度は、日弁連の上記「被害者の参加制度新設に関する会長声明」にも記載されているとおり、被害者に尋問や求刑まで認められました。

犯罪被害者支援の問題には、ハーグ条約と同様の問題があります。すなわち、被告人の人権擁護という全く相反する問題の調整機能が求められ、どちらかを一方的・全面的にバックアップするということは困難であるという問題です。

今後、いかに両者のバランスを調整できるか、法曹三者、特に弁護士の叡智が試されることになると思います。弁護士が情報交換・議論を尽くすことにより、できる限り両者が感情的に対立することなくよりよい制度に改善していくことが求められます。

更に、犯罪被害者等の少年審判や逆送事件への関与については、格別の注意と繊細な配慮を要すると思います。

1 5. 高齢者・障害者の人権

今後加速する少子・高齢化社会に向けて高齢者・障害者の人権擁護への要求は高まることはあっても、減少することはありません。

ところが、規制緩和による自己責任、自立支援という名の下に高齢者・障害者等社会的弱者が切り捨てられようとしているようです。

各単位会弁護士会では、高齢者・障害者法テラス（財産管理センター）を立ち上げ、当会でも定期的な電話相談体制や出張法律相談等積極的な活動が展開されています。

高齢者・障害者の消費者被害の事例は急激に増えており、日弁連では、法テラスとの連携も含めてこれら取り組みも行っています。自宅から動けない高齢者の相談につ

いては、弁護士の方から高齢者の自宅に伺うアウトリーチ型法律相談の重要性が超高齢化社会の下で増える可能性があります。日弁連では、高齢者に対するアウトリーチ型法律相談を法テラスのスタッフ弁護士の重要な役割と捉えているようです。しかし、前述したとおり、これら活動を法テラスのスタッフ弁護士に委ねればよいという問題ではありません。アウトリーチ型法律相談の需要が真に認められるというのであれば、法テラススタッフ弁護士と共に、否、スタッフ弁護士以上に完全在野弁護士が担うべき活動であると思います。アウトリーチ型法律相談は、弁護士にとっても負担が重く、認知症で説明した内容についての誤解や失念等々重労働でリスクも伴うものです。しかしながら、仮に、もし、高齢者の訪問相談等弁護士に対する真のニーズがあるとするならば、弁護士が積極的に取り組む必要があると思います。これまでも日弁連の方で需要が真にあるのか、どのように弁護士につなげていけるのかについて、調査研究等を行っています。関係諸団体との連携等が今後益々重要になってこようかと思えます。

他方で、刑務所における知的障害者や高齢者の割合は、年々高くなっており、知的障害者等を専門的に受け入れる刑務所²⁷の設置も報道されており、今後とも、高齢者・障害者の権利擁護は、多方面に亘る取り組みと工夫が求められると思います。

第4 終わりに

私達弁護士会が関わるべき問題だけでも多岐に亘り、また、かなりのスピードで社会が変化しようとしています。私達弁護士は、その波に飲み込まれ、弁護士制度や弁護士自治は風前の灯火のような状況に陥ろうとしています。

あきらめることは何時でもできます。あきらめればそこで終わりです。

私達弁護士は、過去において司法改革について誤った行動を取りました。

今こそ私達が犯した過ちを素直に認め、反省し、大きく舵を反対に切る時です。

「過ちて改めざる。これを過ちと謂う」とは論語の言葉ですが、過ちを認めて反省しなければ、折角反対に舵を切っても大きな前進は望めません。

私は、これまでの活動を通じて、やればできることを学びました。

私達が日弁連法曹人口政策会議で議論し続けた結果、日弁連が出すべき書面を多々変更させることができました。今や法曹人口政策会議の雰囲気は激変しました。

私達の最大の武器は理論です。理論的に正当なことを発言し続けさえすれば、必ずや社会を変えることができるはずで

これからが私達の本当の船出です。

²⁷ 労務作業の極端な簡素化、コミュニケーション力改善プログラム等が組み込まれているようだった。

一緒に兵庫県弁護士会から全国の弁護士会を、日弁連を、そして我が国の司法制度を変えて行こうではありませんか。

日弁連副会長の職は、日弁連会長を支えることではありますが、また、日弁連副会長は全国で13人おられますので、本冊子に記載した内容をどこまで実現できるかはわかりませんが、与えられた持ち場において最大限の力を出し尽くし、日弁連の会務に邁進したいと思っております。

この政策冊子には、検討不足の問題、不備、誤っている部分や至らぬ点多々あるかと思えます。是非とも皆様による忌憚のないご指摘・ご意見をお聞かせ戴き、より深く的確な弁護士会のあり方を見据え、そして、行動して参りたいと思っております。今後共、ご指導ご鞭撻のほど何卒宜しくお願い申し上げます。

以上